

名張市障害福祉計画 (第7期)

2024(令和6)年度～2026(令和8)年度



令和6年3月

名張市

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	2
3. 計画の期間及び見直しの時期	3
4. 計画の重点施策	4
5. 計画の策定体制	4

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	5
2. 計画の基本目標	5

第3章 国の基本指針と本市の方向性について

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行 (地域生活移行者数、施設入所者の削減)	7
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	1 2
3. 相談支援体制の充実・強化等	1 3
4. 地域生活支援の充実 (地域生活支援拠点等の充実、強度行動障害者への支援体制の整備)	1 6
5. 障害児支援の提供体制の整備等	1 8
6. 福祉施設から一般就労への移行等 (就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行支援)	1 9
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組等に係る体制の構築	2 2

第4章 サービス体系ごとの計画と目標

1. 訪問系サービス	2 3
2. 日中活動系サービス	2 6
3. 居住系サービス	3 3
4. 相談支援サービス	3 6
5. 障害児支援サービス	4 0
6. 地域生活支援事業	4 4

<資料>

1. 名張市障害者施策推進協議会委員名簿	4 7
2. 名張市共生地域デザイン会議（自立支援協議会）委員名簿	4 8
3. 用語解説	4 9

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

2014（平成26）年1月に我が国が批准した障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約です。条約の批准に向けては、障害者基本法の改正の後、障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の制定、障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）の改正及び障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の制定等、障害者の権利の実現に向けた取組や権利擁護に向けた取組が進められてきました。

また、2018（平成30）年度に施行された改正障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）においては、新しいサービスとして自立生活援助等が創設され、児童福祉法の一部改正では、医療的ケアを要する障害児への支援強化等も図られてきました。

本市では、2006（平成18）年に障害者総合支援法に基づく「第1期名張市障害福祉計画」を策定以降、3年ごとに障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談又は地域生活支援事業等、支援の種類ごとに想定される見込量の確保のための方策、整備の方向を定め、取組を進めてきました。

また、2016（平成28）年3月には「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」を、2017（平成29）年6月には「名張市手話その他コミュニケーション手段に関する施策の推進に関する条例」を制定し、コミュニケーションによる活動の制限を軽減する等の合理的配慮が促進され、障害のある人もない人も誰もが住みやすい地域を目指した施策を推進しています。

さらに、「第5期名張市障害福祉計画」で掲げた障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、基幹相談支援センターに地域生活支援拠点のコーディネーターを配置する等、整備を図ってきました。また、「第6期名張市障害福祉計画」では、関係機関と協力して障害者の多様な就労ニーズや、様々な相談への対応や支援の充実に努めました。2022（令和4）年度には、地域支援の充実に向け、新たに医療的ケアコーディネーターを配置し、また、地域生活支援拠点コーディネーターを1人追加する等、支援体制の強化を推進してきました。

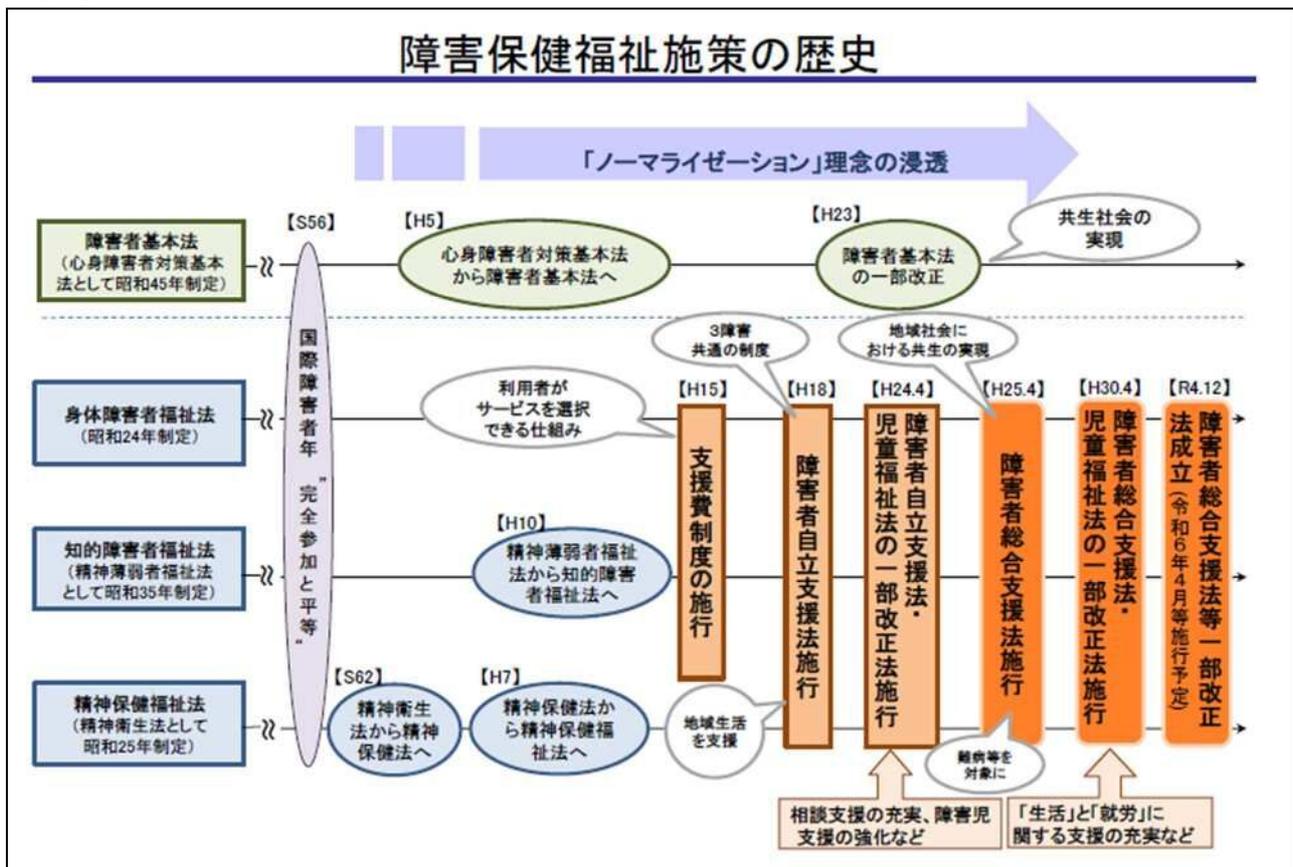
一方で、サービスの適切な供給体制や質の確保、障害者の重度化・高齢化等に伴う多様なニーズへの対応等、サービスの充実に向けて様々な課題が存在しており、障害児・者の日常生活、社会生活への支援への一層の充実が求められています。

本計画は、こうした課題や社会背景等も踏まえ、障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりを実現するために、名張市総合計画や名張市地域福祉計画・名張市障害者福祉計画を踏まえ、共生社会を実現するために、障害者等の自己決定を尊重し、その意思

決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする、障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを目的としています。

国の「障害者基本計画（第5次）」（2023（令和5）年度～2027（令和9）年度）の期間にあつて、国や県の動向と本市の実情を踏まえ、障害福祉サービスの具体的な目標とその達成を明らかにするため、ここに「第7期名張市障害福祉計画」を策定するものです。

《参考》



「厚生労働省資料」

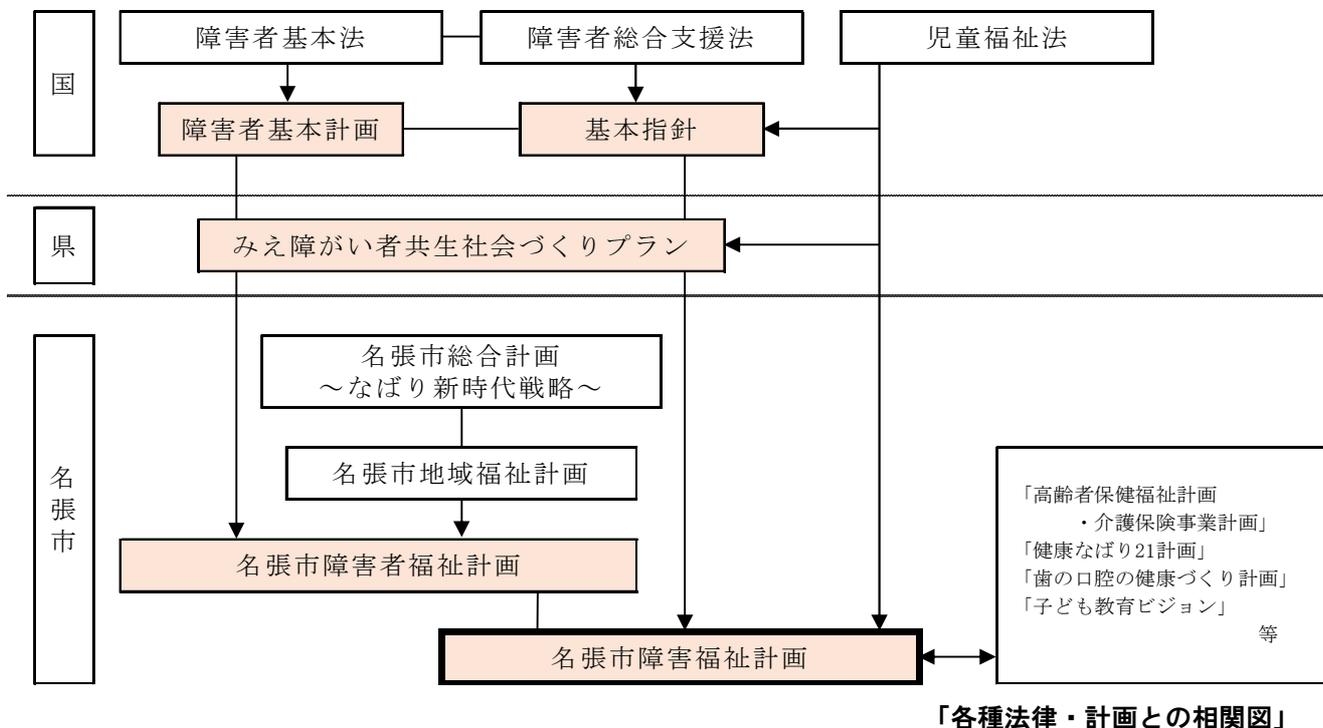
2. 計画の性格

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ策定するものです。

「名張市障害者福祉計画」が障害者のための施策の基本的な指針を明らかにする総合的な計画であるのに対し、本計画は障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の推進に関する具体的な体制づくりや、障害福祉サービス等を確保するための方策等を示す実施計画と位置付けています。また、児童福祉法第33条の20の規定に基づき「障害児福祉計画」の作成を義務付けられていますが、本市では本計画と一体の計画として策定しています。

本計画の理念や基本目標等、基本的な方針に関する事項は「第六次名張市障害者福祉計画」を踏襲した内容としています。

また、本計画は、国が定めた障害者基本計画（第5次）や、県のみえ障がい者共生社会づくりプラン、名張市総合計画、本市の福祉分野の計画である名張市地域福祉計画、名張市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等の関連計画との整合を図っています。



3. 計画の期間及び見直しの時期

本市では「名張市障害福祉計画」を策定し、福祉サービスの基盤整備を図ってきました。第7期となる本計画の計画期間は、2024（令和6）年4月から2027（令和9）年3月までの3か年とし、前計画の取組状況や実績を踏まえながら、国の指針に沿った必要な見直しを行った上で目標達成のための施策推進の方針を定めます。

なお、社会経済状況の変化等を踏まえつつ、進捗の管理、分析及び評価を1年ごとに行い、必要な場合には本計画の見直しを図ります。

障害福祉計画の期間

期 別	年 度
2006（平成18）年度～2008（平成20）年度	第1期
2009（平成21）年度～2011（平成23）年度	第2期
2012（平成24）年度～2014（平成26）年度	第3期
2015（平成27）年度～2017（平成29）年度	第4期
2018（平成30）年度～2020（令和2）年度	第5期
2021（令和3）年度～2023（令和5）年度	第6期
2024（令和6）年度～2026（令和8）年度	第7期

4. 計画の重点施策

第六次名張市障害者福祉計画（2024（令和6）年度～2029（令和11）年度）では、次の三つの重点施策を推進することとしており、本計画においてもこれらの施策を基本に置きながら、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、地域生活移行や就労支援等を促進するため、新たな制度に基づくサービスや支援体制の円滑な構築と効果的な運用を目指します。

- ・ 障害特性やライフステージに応じた継続的・包括的な支援の推進に取り組みます。
- ・ 共生意識にあふれた地域社会の構築に取り組みます。
- ・ 障害のある人の自立を支援する就労支援の充実に取り組みます。

5. 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、地域の実情に即した実効性のあるものとするため、サービスを利用する障害者やその家族、障害者団体、事業者等の意見を踏まえ、計画に反映することを基本とし、以下の体制で計画を策定しました。

（1）策定委員会の設置

障害者及びその家族、障害者関係団体、学識経験者、保健、医療、福祉、教育、雇用等の関係者で構成する「名張市障害者施策推進協議会」を策定委員会に位置付けました。

（2）専門会議の開催

本市の自立支援協議会である「名張市共生地域デザイン会議」を開催し、障害者等への支援体制の整備を図るための意見交換や、地域の課題解決に向けた積極的な提言をいただくとともに、地域移行や就労支援等の方策を検討し、その意見を反映しました。

（3）障害者のニーズの把握

第六次名張市障害者福祉計画策定時に実施した基礎調査、障害支援区分の認定調査、各障害者団体等からのヒアリング及び既存データの活用等により、障害者のニーズを反映できるように努めました。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

第六次名張市障害者福祉計画では、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」と、障害のある人もない人も共に暮らす社会を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念に掲げています。

本計画においてもこの基本理念を共有し、地域社会全体で障害者の自立した生活を支えることを目指します。

また、障害者総合支援法では、日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、同法に基づく総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として掲げています。同法の趣旨を踏まえ、必要な障害福祉サービスの提供や相談支援体制の充実・強化、地域生活への移行の一層の促進、一般就労への移行支援の強化等のサービス提供体制を整え、地域住民や関係団体と連携・協働をより一層推進し、障害のある人もない人も相互に理解し合い、地域共生社会のつながりをつくるとともに、本市の地域力を生かし、共に支え合う共生社会（インクルーシブ社会）を目指します。

2. 計画の基本目標

第六次名張市障害者福祉計画では、基本的人権の尊重の下、名張市総合計画の基本構想を踏まえ、「障害者の自立と社会参加をささえます」を基本目標としています。

具体的には、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、農福連携の取組や就労支援、障害者の理解促進に向けた取組を進めます。

また、障害者が生活する上での複雑化、多様化するニーズに対し、分野を超えた様々な機関との連携により支援の充実を図り、障害者を含めた様々な人が生きがいを持って社会参加ができる仕組みづくりを進めます。

本計画においても、これらの基本目標を継承し、より実効性のある計画とするため、国や県の目標値を参考にして、2027（令和9）年3月までの数値目標を設定し、障害者等の自立と地域生活を支援するものとします。

《参考》「障害の捉え方」(名張市障害者施策推進協議会での考え方)

従来の「障害」の捉え方は、心身の機能の障害のみに起因するとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。一方、障害者権利条約では、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれています。

2001(平成13)年にWHO総会で採択されたICF(国際生活機能分類)は、従来の医学モデルと社会モデルを統合して、人の生活機能と障害は健康状態(疾病、変調、傷害、トラウマ等)と背景因子(環境因子と個人因子)とのダイナミックな相互作用の結果生じる多次元の現象であると捉えています。このような捉え方は生態学(人×環境)の着想に由来しており、ICFは一種の生態学モデルであると言えます。

本計画においては、このような考え方を踏まえながら、障害者基本法や障害者基本計画をはじめとする各種法律や計画、「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」等の条例、規則等を基礎として策定するものです。

《参考》障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

障害者・障害児の定義(第4条第1項・第2項)

<障害者の範囲>

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ② 知的障害者福祉法にいう知的障害者
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)
- ④ 治療方法が確定していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者

なお、これらに該当する18歳未満の者は「障害児」として区分される。

④は、難病患者等が該当し、平成25年度から障害福祉サービスの対象となった。

<障害児の範囲>

法の対象となる「障害児」は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。その範囲は、18歳未満の者であって上記の①～④と同様。

第3章 国の基本指針と本市の方向性について

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」といいます。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。）第87条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の19第1項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものであり、それに沿って本市の方向性を示します。

- 1 **福祉施設の入所者の地域生活への移行**
（地域生活移行者数、施設入所者の削減）
- 2 **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**
- 3 **相談支援体制の充実・強化等**
- 4 **地域生活支援の充実**
（地域生活支援拠点等の充実、強度行動障害者への支援体制の整備）
- 5 **障害児支援の提供体制の整備等**
- 6 **福祉施設から一般就労への移行等**
（就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行支援）
- 7 **障害福祉サービス等の質を向上させるための取組等に係る体制の構築**

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 （地域生活移行者数、施設入所者の削減）			
国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行者数：2022（令和4）年度末施設入所者数の6%以上 ・ 施設入所者数：2022（令和4）年度末の5%以上削減 		
本市の方向性	第6期成果目標の検証（令和5年度末）	目標値	実績（見込み）
	地域移行者数（2019（令和元）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行）	5人 (6.76%)	2人
	施設入所者数の削減（2019（令和元）年度末の施設入所者数から1.6%削減）	2人 (2.7%)	2人
	2023（令和5）年度末の施設入所者数	72人	83人
○ 2023（令和5）年度末時点で、施設入所者2人の削減目標に対して2022（令和4）年度に2人が地域生活へ移行しましたが、新たに8人が入所する等、削減目標の達成は困難な状況です。			

○ 施設入所者のうち、障害の重度化・高齢化により障害支援区分5・6に該当する人が89%を占めること等が、地域移行が進まない主な要因の一つです。

※ 障害福祉サービスを利用するための障害支援区分は1から6まであり、6が最重度になります。

第7期成果目標（令和8年度末）	目標値
地域移行者数（2022（令和4）年度末の施設入所者数83人の6%以上が地域生活へ移行）	5人 (6.02%)
施設入所者数の削減（2022（令和4）年度末の施設入所者数83人の5%以上の削減）	5人 (6.02%)
2026（令和8）年度末時点の施設入所者数	78人

○ 2026（令和8）年度末の国の指針による目標は、2022（令和4）年度末の施設入所者数83人の6%に当たる5人の地域移行と、5%に当たる5人の削減、施設入所者数は78人となります。

しかしながら、施設入所を希望する方が多い状態が続いており、2023（令和5）年10月末時点で、入所待機者が24人となっています。このため、今の状況下では施設入所者数の削減、施設入所者数の目標達成は困難であると考えられることから、引き続き障害者支援施設やグループホーム、計画相談支援事業等とネットワークを形成し、グループホームや一般住宅等での多様なくらしの場を整えながら地域生活の移行を支援していきます。また、障害者支援施設で施設入所者が介護保険制度の移行について検討できるよう、障害者支援施設や計画相談支援事業所と連携し、介護保険制度への移行の取組を模索します。

[2022（令和4）年度末の施設入所者の状況]

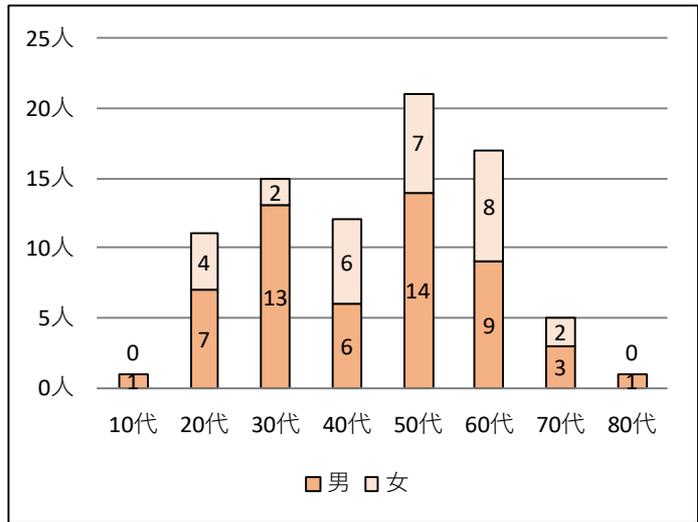
●施設入所者（新規8人）の状況

	人数
入所待機からの入所	4人
子どもから大人の入所施設の切替え	2人
身体障害者施設での訓練のための入所	2人

●施設入所者（83人）の内訳

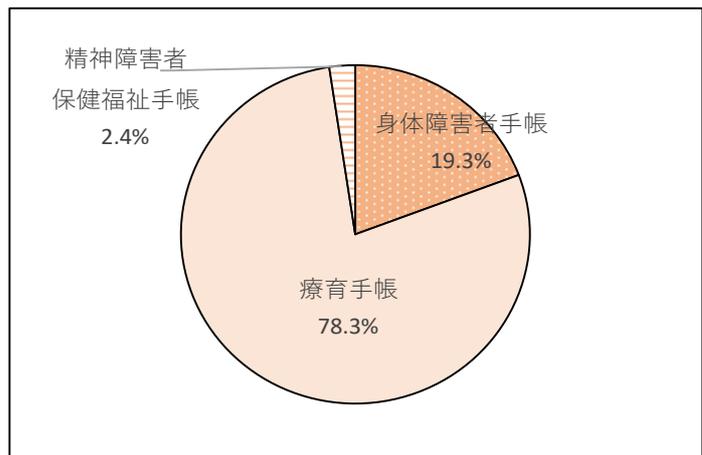
①性別・年代別

年代	男	女	計
10代	1人	0人	1人
20代	7人	4人	11人
30代	13人	2人	15人
40代	6人	6人	12人
50代	14人	7人	21人
60代	9人	8人	17人
70代	3人	2人	5人
80代	1人	0人	1人
合計	54人	29人	83人



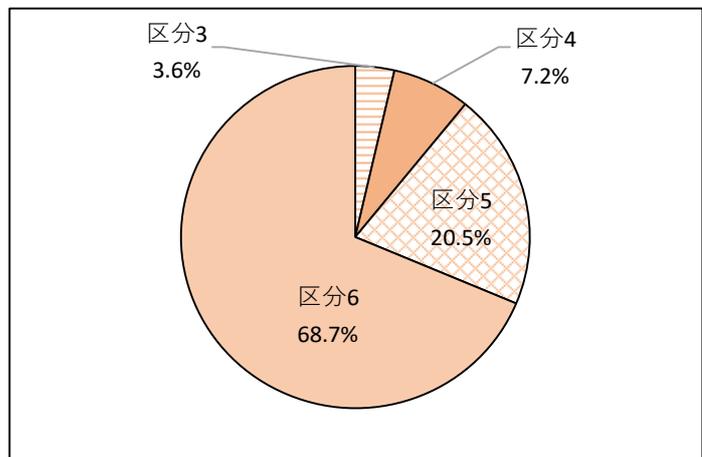
②手帳別

手帳	人数	割合
身体障害者手帳	16人	19.3%
療育手帳	65人	78.3%
精神障害者 保健福祉手帳	2人	2.4%
合計	83人	



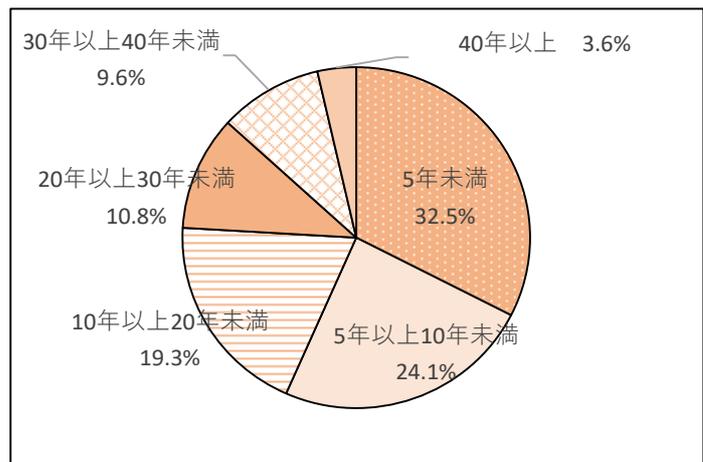
③障害支援区分

区分	人数	割合
区分1	0人	0.0%
区分2	0人	0.0%
区分3	3人	3.6%
区分4	6人	7.2%
区分5	17人	20.5%
区分6	57人	68.7%
合計	83人	



④入所期間

入所期間	人数	割合
5年未満	27人	32.5%
5年以上10年未満	20人	24.1%
10年以上20年未満	16人	19.3%
20年以上30年未満	9人	10.8%
30年以上40年未満	8人	9.6%
40年以上	3人	3.6%
合計	83人	

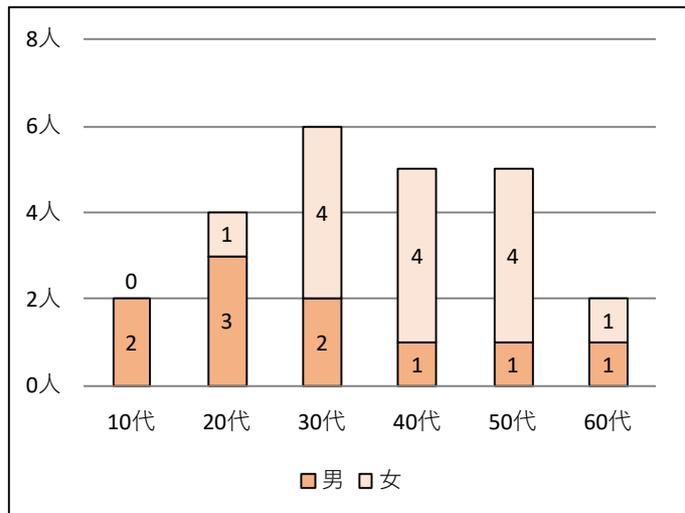


[2023（令和5）年10月末の入所待機者の状況]

●入所待機者（24人）の内訳

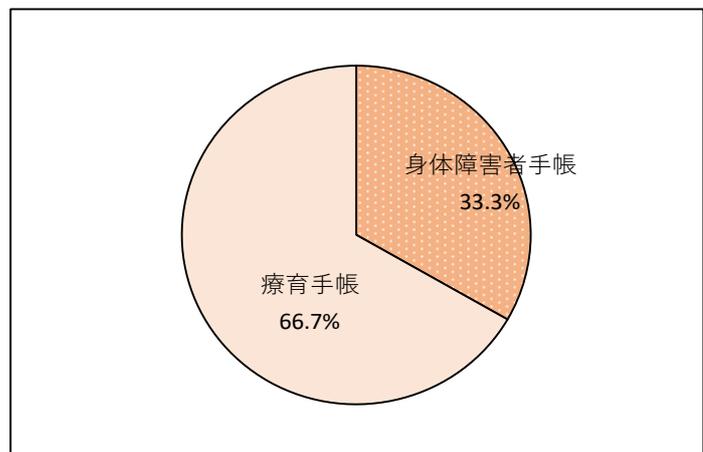
①性別・年代別

年代	男	女	計
10代	2	0	2人
20代	3	1	4人
30代	2	4	6人
40代	1	4	5人
50代	1	4	5人
60代	1	1	2人
合計	10人	14人	24人



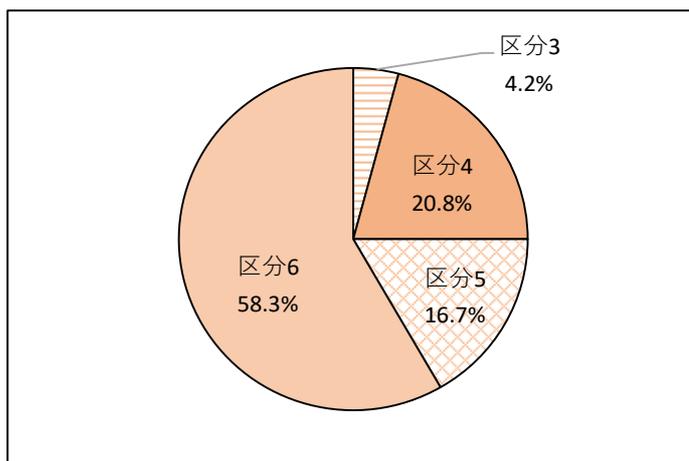
②手帳別

手帳	人数	割合
身体障害者手帳	8人	33.3%
療育手帳	16人	66.7%
合計	24人	



③障害者支援分

区分	人数	割合
区分1	0人	0.0%
区分2	0人	0.0%
区分3	1人	4.2%
区分4	5人	20.8%
区分5	4人	16.7%
区分6	14人	58.3%
合 計	24人	



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none">精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実に向け、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神、保健、医療、福祉の基盤整備や連携体制の強化等を推進することにより、精神障害者の地域生活への移行や定着が可能となることから、精神科病院からの退院の促進を図る。
本市の方向性	<ul style="list-style-type: none">○ 2019（令和元）年度から、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の精神障がい地域包括ケアシステムワーキングを設置し、医療・福祉・住まい等の課題整理や取組等の検討を行っています。 精神科病院を退院した後に、地域のグループホームや住居等で個々のニーズに応じた生活ができるよう、2022（令和4）～2023（令和5）年度はモデルケースとして数例の経過を追いながら、アパート等で生活する際の課題を抽出しています。加えて、賃貸住宅事業者にアンケートを実施し、地域生活に必要な対応や支援を検討する取組を進めています。 引き続き、関係機関と連携強化を図りながら、精神科病院からの退院促進に向けた社会資源の確保、支援者の支援力の向上に努めるとともに、精神障がい地域包括ケアシステムワーキングで障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、障害者理解の促進も視野に入れた地域包括ケアシステムを充実するための取組を行っていきます。

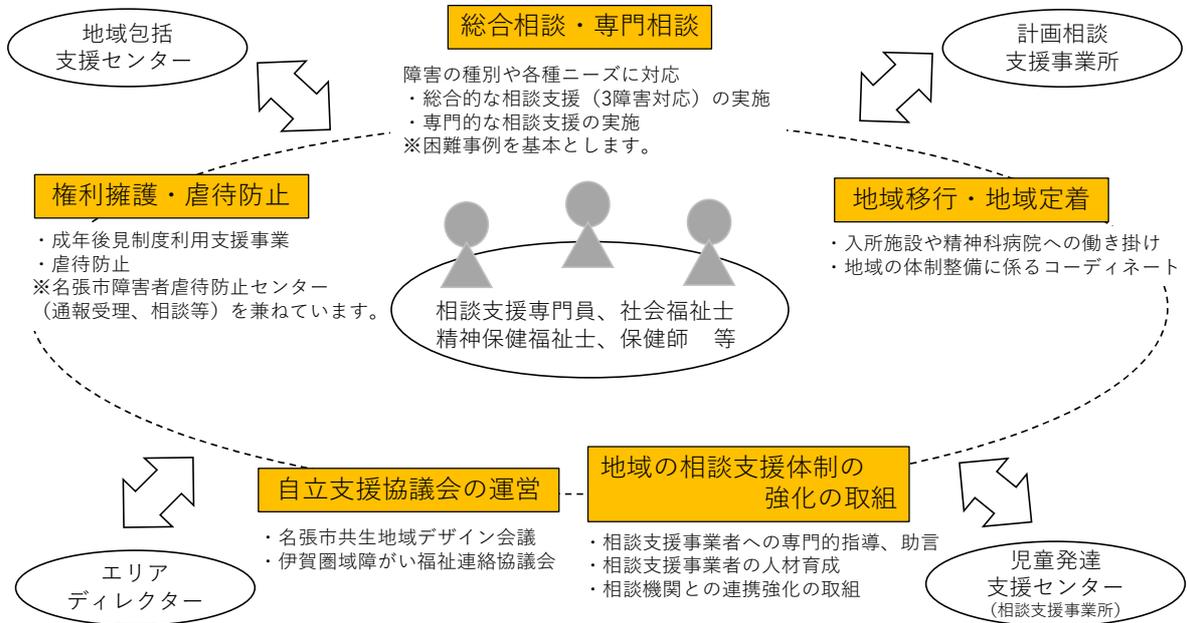
3 相談支援体制の充実・強化等

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置 ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善【新規】
<p>本市の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹相談支援センターを設置し、権利擁護・虐待防止の相談を含む総合的・専門的な各種相談に対応しています。障害福祉サービス等の利用相談の件数が多く、サービス等利用計画を立案する計画相談支援や障害児相談支援等のニーズも増えています。また、障害者手帳の新規取得、医療費助成等、相談が多岐にわたる事例も多く、支援会議を開催する等、計画相談支援事業所をはじめ障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携しながら問題解決を図っています。加えて、名張市共生地域デザイン会議の相談部会を定期的に開催し、基幹相談支援センターと計画相談支援事業所等の間で支援内容に関する情報共有や検討を行っています。 ○ 「まちの保健室」等で把握した相談内容に応じて、各種関係機関と連携して支援を行っています。また、既存の制度の狭間で制度を利用できない方や、8050問題（80代の親と50代の子どもの生活問題）やひきこもり、社会的孤立といった複合的な課題を抱えている方も多く、そのような事例については、高齢・障害・児童・困窮・保健・教育等の各部署に配置したエリアディレクターが月1回会議を行い、各分野を超えた横断的な連携、困難事例の共有、新たな視点での支援の構築を図っています（名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク）。 ○ 今後も相談支援体制の検証・評価を行いながら、障害者、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい各分野を超えた相談支援体制の充実・強化に努めます。 ○ 相談支援体制の充実・強化の一環として、洪水・土砂災害ハザードマップや防災ほっとメールの活用等の啓発を進めるとともに、要支援者の名簿管理等について危機管理室をはじめとする各部署との協議を引き続き進めていきます。また、感染症対応についても県、保健所、事業所、関係機関等と連携しながら、感染症の予防啓発等に努めます。

《参考》

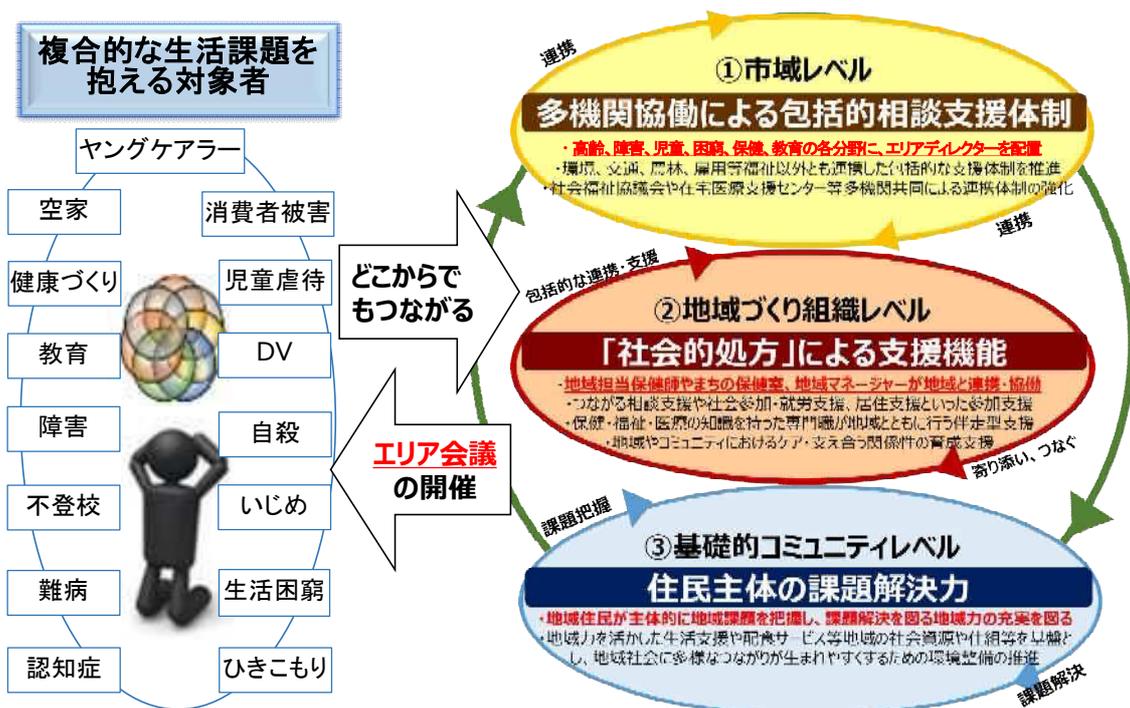
名張市基幹相談支援センターの役割（概念図）

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行います。



《参考》

名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク



《参考》

名張市防災ほっとメール

登録無料

防災ほっとメール

<http://www.anshin-bousai.net/nabari/>

名張市役所 危機管理課 電話 63-7271

メール配信内容①

防災情報

地震
 避難メール
 2018/6/8
 避難勧告

地震や風水害などにより、市が災害対策本部を設置した際、避難情報や災害情報を携帯電話などに電子メールでお知らせします。

台風○号の接近により、○地区に避難勧告を発令しました。

イメージ

防災情報の閲覧、避難河の検索も!

【防災ほっとメール】のホームページでは、避難場所が検索できるほか、被害情報などを随時確認できます。二次救急実施病院などの情報も閲覧できます。

あなたのケータイ・スマホに
メールでいち早く、
防災・防犯情報が!



携帯電話やパソコンで
<http://www.anshin-bousai.net/nabari/> に接続するか、
下のQRコードを
読み込んでも登録できます。

登録方法



メール配信内容②

防犯情報

名張地区防犯協会の協力
 避難メール
 2018/6/8
 不審者情報

名張市○○地区で、不審な人物（○歳代男性）が、小歩道に侵入して、声もかけず写真を撮影するといった事案が発生しています。

名張地区防犯協会の協力
で、車上ねらいや空き巣、振り込め詐欺など名張警察署管内で多発傾向にある犯罪の情報提供や、不審者情報、行方不明者情報などを、携帯電話などに電子メールでお知らせします。

イメージ



4 地域生活支援の充実

(地域生活支援拠点等の充実、強度行動障害者への支援体制の整備)

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等の効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。【新規】
<p>本市の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域生活支援拠点の整備として、地域生活支援拠点コーディネーターを2人配置し、地域の複数機関で分担して地域生活支援拠点機能を担う「面的整備型」による体制整備を行ってきました。また、短期入所等の受入先を確保する等、事業所と連携しながら緊急時の支援を実施し、名張市共生地域デザイン会議の相談部会等で支援内容の共有や検討を図っています。今後は地域生活支援拠点の登録事業所を更に増やしていくため、各事業所へ制度の趣旨説明や支援実績の共有等の方策を研究します。 ○ 重度の障害や強度行動障害を有する人への対応としては、相談部会や生活介護部会等でニーズや実態把握、事例検討を行い、あわせて、障害特性に応じて障害福祉サービス事業所、医療機関や特別支援学校等との支援内容を検討する等、支援体制の整備を進めます。加えて、学校や児童発達支援センター等と連携した事例検討等を通じて、実態把握、共有化を行うとともに、幼少期からの予防的支援についても研究していきます。

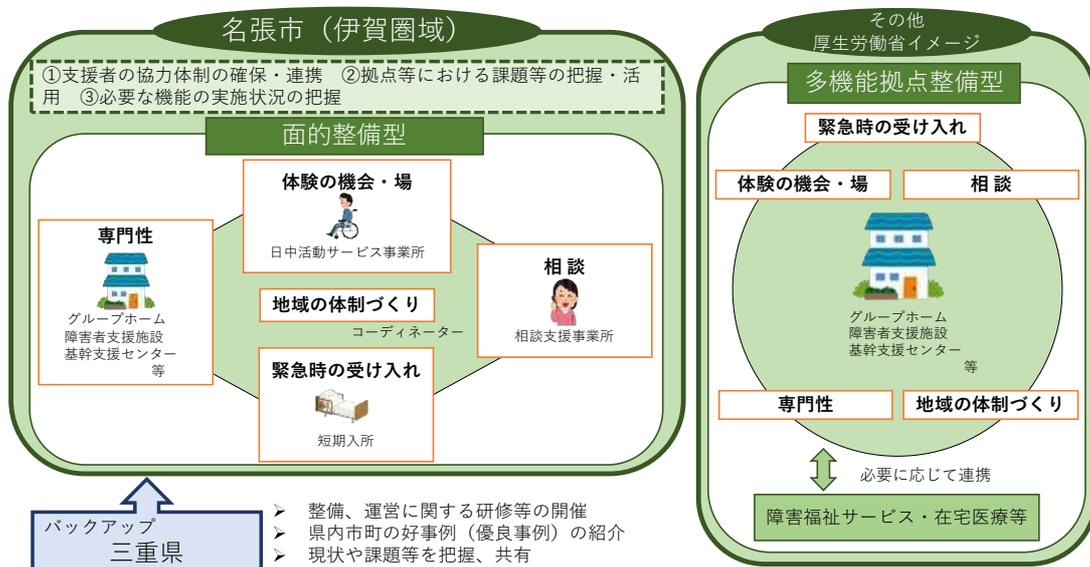
《参考》

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することをいいます。

★ 地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）★

※あくまで厚生労働省が示した参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとされています。各地域のニーズや既存のサービスの状況等、各地域の個別の状況に応じて、協議会等を活用して検討します。



《参考》 地域生活支援拠点事業所数（市内登録）

2023（令和5）年10月末時点

地域生活支援拠点を担う事業	支援の種別	事業所数
緊急時の受入れ、 体験の機会・場	短期入所	1
	共同生活援助（グループホーム）	2
体験の機会・場	生活介護	1
緊急時の受入れ	居宅介護	1
相談、体験の機会・場	相談支援	1
相談、地域の体制づくり	相談支援	1
緊急時の受入れ	相談支援	1
合 計		8

5 障害児支援の提供体制の整備等	
国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上 ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上 ・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
本市の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童発達支援センターは2017（平成29）年度、重症心身障害児のための放課後等デイサービス事業所は2019（令和元）年度、児童発達支援事業所は2020（令和2）年度に、市内にそれぞれ開設されました。しかしながら、放課後等デイサービス事業所が相次いで開設される等、障害児支援の提供体制の整備が進む一方で、不登校やひきこもり、発達障害に関する相談が増えています。今後も障害の有無に関わらず、保育所（園）や学校等の育ちの場で共に過ごし、互いに学び合う、インクルーシブ教育の推進とともに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携しながら更なる支援の充実に努めます。 ○ いが若者サポートステーションや特別支援学校、地域の高校との会議では、手帳の有無に関わらず、日常生活の中で困難さを抱えている生徒がいるとの報告もあることから、今後も、センター的機能を有する特別支援学校との連携を強化するとともに、地域の学校等、関係機関との会議を通じた一層の支援の充実に努めます。 ○ 重症心身障害児及び医療的ケア児の支援として、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターと5市（伊賀・津・鈴鹿・亀山・本市）で構成する地域ネットワーク「にじいろネット」を設置し、2022（令和4）年度に医療的ケア児に対するコーディネーター1人を配置しました。引き続き、継続的な職員配置に努めるとともに、各分野の関係機関との連携を更に強化し、2024（令和6）年度、「児童福祉法等の一部を改正する法律」を念頭に置いて、進学や就労等のライフステージに沿った、きめ細かく途切れのない総合的支援の充実に努めます。

6 福祉施設から一般就労への移行等 (就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行支援)

国の基本指針

- ・ 一般就労への移行者数：2021（令和3）年度実績の1.28倍以上
- ・ 「就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合」が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・ 就労定着支援事業の利用者数：2021（令和3）年度末実績の1.41倍以上
- ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

本市の方向性

第6期成果目標の検証 (令和5年度末)	目標値	実績	内訳		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行(2019(令和元)年度(8人)の1.27倍以上)	12人 (1.5倍)	17人	6人	5人	6人
就労移行支援から一般就労 (2019(令和元)年度の1.3倍以上)	2人 (2倍)	4人	1人	1人	2人
就労継続支援A型から一般就労 (2019(令和元)年度の1.26倍以上)	1人	7人	2人	3人	2人
就労継続支援B型から一般就労 (2019(令和元)年度の1.23倍以上)	9人 (1.28倍)	6人	3人	1人	2人

- 2023（令和5）年10月末時点の、福祉施設から一般就労へ移行者数は17人で、目標値である12人を達成しています。
- 背景として、相談支援事業所や就労支援事業所と連携した一般就労へのステップアップに向けた取組や、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の就労部会でのハローワークや就業・生活支援センター等と協力した障害者雇用の啓発等の取組に加え、民間企業における法定雇用率が段階的に引き上げられたこと等の影響が考えられます。

第6期成果目標の検証（令和5年度末） （就労移行支援事業等を通じ一般就労に移行する者）		うち就労定着 支援利用	割合
2021（令和3）年度実績	6人	4人	66.7%
2022（令和4）年度実績	5人	4人	80.0%
2023（令和5）年度見込み	17人	4人	23.5%

- 就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者に占める就労定着支援率は2021（令和3）年度末が66.7%、2022（令和4）年度末が80.0%と、第6期成果目標である7割の人の利用を概ね達成しました。2023（令和5）年度末の就労定着支援の利用者数は見込みを含めて4人で、近隣市の事業所を利用しています。
- 2023（令和5）年、市内に1か所あった就労定着支援・就労移行支援事業所が閉所したことから、就労アセスメントの実施に向けた協議、検討を行っています。今後も近隣市の取組や就労移行支援事業所の情報収集に努めつつ、事業所や障がい者就労・生活支援センター等の関係機関の協力を得ながら就労アセスメントや就労定着支援の実施体制の整備に努めます。

第7期成果目標（令和8年度末）	目標値
福祉施設から一般就労への移行（令和3）年度の実績6人の1.28倍以上）	9人 （1.33倍）
就労移行支援から一般就労（2021（令和3）年度の実績1人の1.31倍以上）	2人 （2倍）
就労継続支援A型から一般就労（2021（令和3）年度の実績2人の1.29倍以上）	3人 （1.5倍）
就労継続支援B型から一般就労（2021（令和3）年度の実績3人の1.28倍以上）	4人 （1.33倍）
就労移行支援事業利用終了者のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新規】	5割以上
就労定着支援事業の利用者数（2021（令和3）年度末の実績（5人）の1.41倍以上	8人
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着事業所の割合	2割5分以上

- 2026（令和8）年度に向け、目標設定を行うとともに個々の障害特性に応じた、福祉的就労から一般就労への移行・定着に向けた支援、その後の就労継続・就労定着の支援の強化、障害者雇用の促進に向けた支援の更なる充実、関係機関との連携強化に努めます。
- 特別支援学校を含め、地域の高校及び保護者からの就労に関する相談の対応や「名張市めばえファーム」におけるひきこもり等、人の居場所の確保と社会参加の仕組みづくりを進めています。また、一般就労が難しい人には、

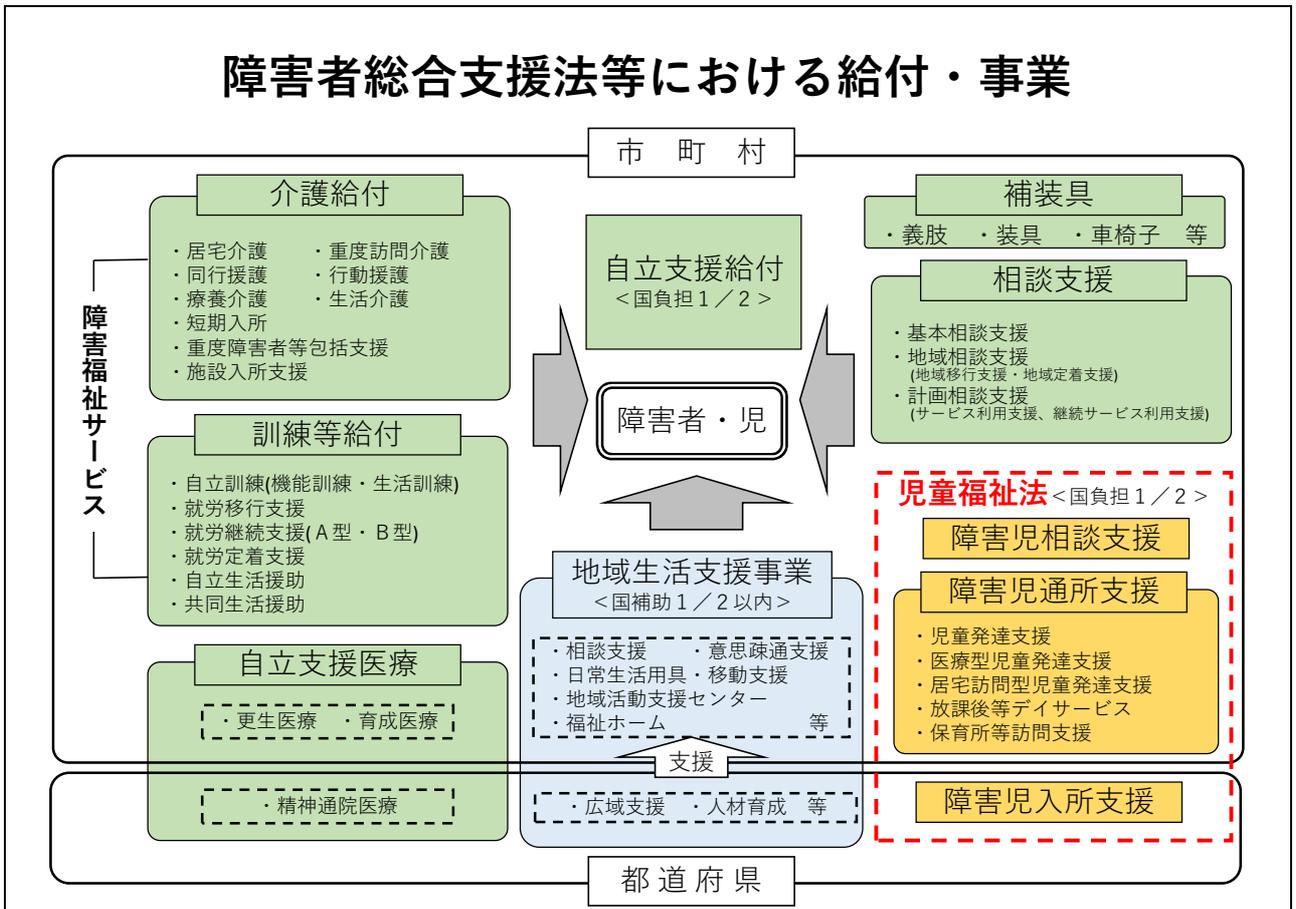
就労移行支援事業や就労継続支援等の福祉的就労を利用するための支援を継続します。

- 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の就労部会では、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、特別支援学校等と連携し、障害者雇用の開拓・促進のための企業訪問や研修、就職面接会の開催、障害福祉サービス事業所の工賃向上を目指したマルシェの開催等の取組を継続し、総合的な就労支援に努めていきます。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組等に係る体制の構築

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築
<p>本市の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談や個別の支援会議では関係機関とともに個別課題の解決に努め、共通の課題やニーズを把握し、サービス確保に取り組む等、支援体制の整備を進めます。 名張市共生地域デザイン会議や伊賀圏域障がい福祉連絡協議会における専門部会やワーキングにおいて、今後も支援の質の向上を図る研修や情報共有等の取組を継続します。 県や三重県社会福祉協議会等が実施する、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の研修、障害福祉サービス、虐待防止及び意思決定支援等の研修を周知するとともに、情報提供の方法を工夫し、積極的な参加を呼び掛けます。 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果や県等が実施する指導監査結果を活用し、障害福祉サービスの充実に努めます。

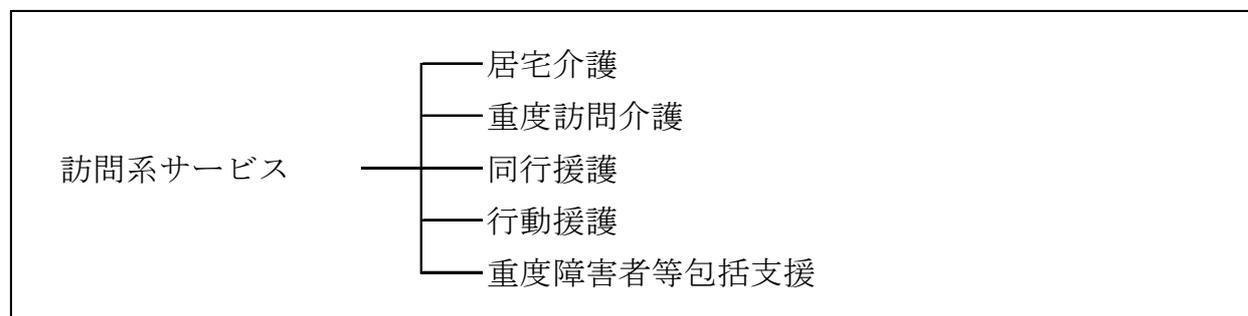
《参考》



「厚生労働省資料」

第4章 サービス体系ごとの計画と目標

1. 訪問系サービス



現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて、一時的に利用減少が見られました。特に、通院や外出を控える人が増えたことによる**居宅介護**と**同行援護**の利用減少が顕著でした。
- **居宅介護**では、共同生活援助（グループホーム）への入居や施設入所者の増加により利用者が減少する一方で、新規利用者が増加しているため、結果的に利用者数はほぼ横ばいとなっています。
- 障害者手帳の取得者数が増え、利用ニーズは増加見込です。全国的に福祉の担い手不足である中、人材確保が課題となっていますが、訪問系サービスにおける市内事業所の状況は、障害福祉サービスから介護保険制度を利用することになってからもそのまま同じ事業所が利用できる、介護保険と障害福祉の共生型の居宅介護事業所が増えつつあります。
- 視覚障害者の外出を支援する**同行援護**の利用者数が増加しています。
- **行動援護**については障害者の高齢化や重度化が進み、特に2021（令和3）年度には利用者が5人増加し、利用者数及び利用時間共に伸びています。

方策と目標

- 今後、障害者手帳の取得者数や支援の必要な人が増える中、多様なニーズに対応できるよう、ヘルパーの質的・量的な充実を図るため、県や三重県社会福祉協議会等が実施する各種研修会の積極的な広報、周知を行います。
- 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会のヘルパー人材育成ワーキングでは、日頃から顔の見える関係を作りながら、ヘルパーや事業所が支援の困難な人への対応を抱え込まないように、引き続き、事業所間の情報共有、連携強化、専門性の向上を目的とした研修、人材確保に向けた検討等の取組を進めます。また、利用者が事前に複数事業所と契約を行い、1か所の事業所で対応できない際は、もう一つの事業所で支援ができる体制の整備を進めます。

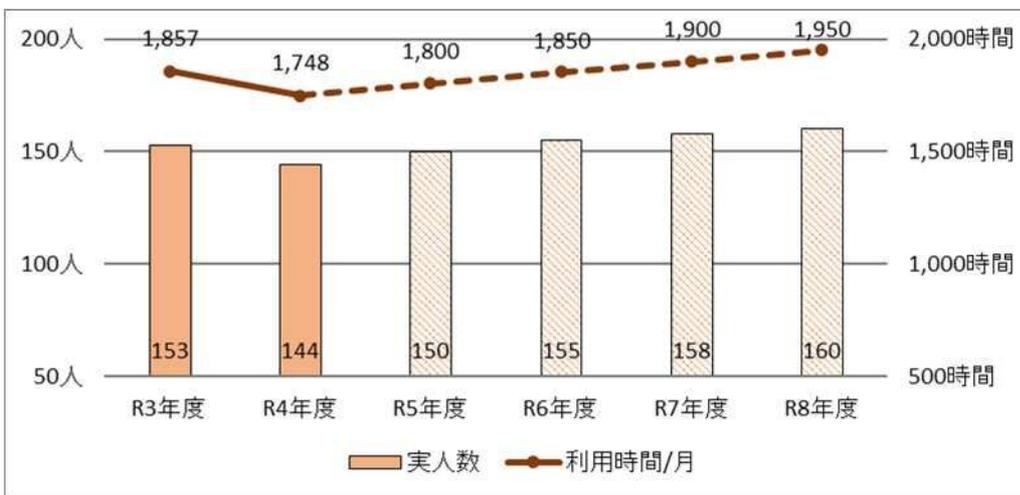
- 2023（令和5）年10月時点で、本市においては、**重度訪問介護**や**重度障害者等包括支援**の利用実績はありませんが、利用希望があった際に対応できる体制を構築します。

○訪問系サービスの用語説明

居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有していて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が特に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

実績と見込み及び目標の数値

〈居宅介護〉実人数と利用時間／月



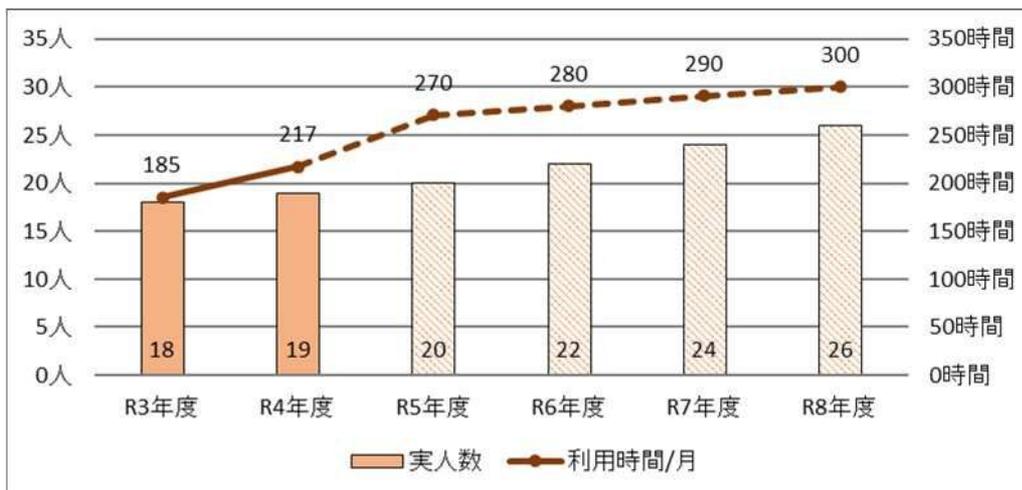
【数値について】

- ・ 2021（令和3）年度～2022（令和4）年度は実績
- ・ 2023（令和5）年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024（令和6）年度以降は目標

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により利用が減少した時期がありましたが、これまでの傾向から、今後も徐々に増加すると見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間/月	1,850	1,900	1,950
実人数	155	158	160

〈同行援助〉実人数と利用時間／月



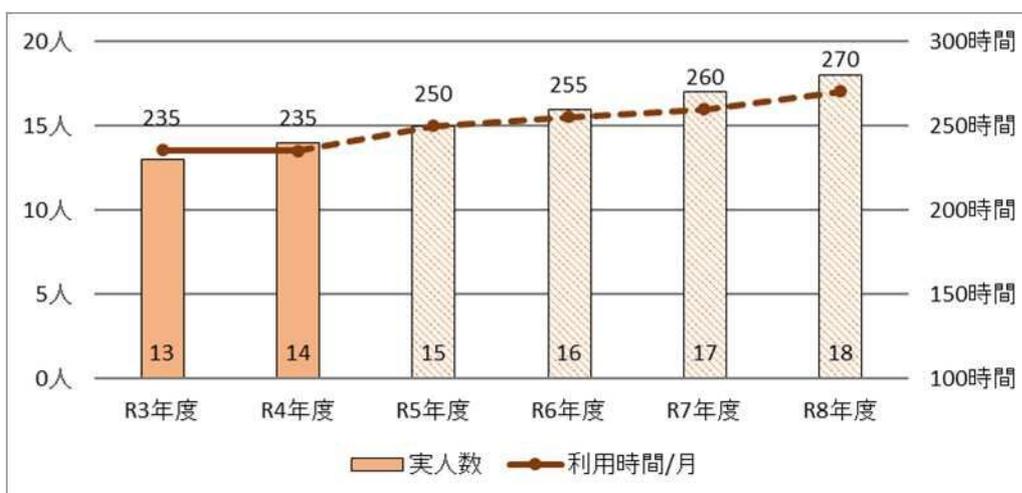
【数値について】

- ・2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・2024(令和6)年度以降は目標

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、外出控えにより利用が減少した時期がありましたが、これまでの傾向から、今後も増加すると見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間/月	280	290	300
実人数	22	24	26

〈行動援護〉実人数と利用時間／月



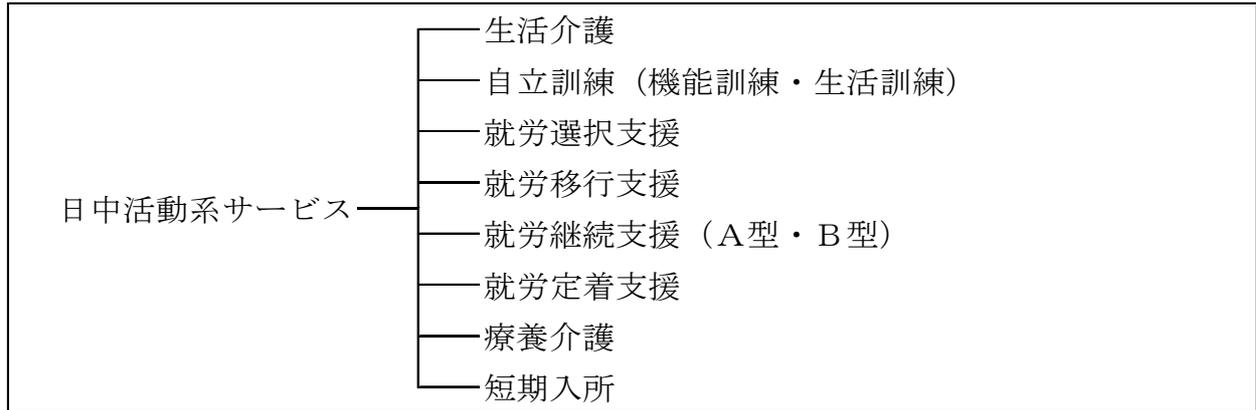
【数値について】

- ・2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・2024(令和6)年度以降は目標

障害者の高齢化や障害の重度化等の影響により、利用者、利用時間共に増加傾向にあり、今後においても利用者数、利用時間の増加を見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用時間/月	255	260	270
実人数	16	17	18

2. 日中活動系サービス



現状と課題

- **生活介護**は、年々利用者数が伸びています。要因としては、子どものサービスから大人のサービスへの移行や障害の重度化・高齢化により利用者数が増え、中には行動障害等で支援が難しい人もいます。市内事業所の状況は、2022（令和4）年度に1か所閉所しましたが、介護保険事業も担う共生型の事業所が2021（令和3）年度に1か所、2022（令和4）年度に2か所増えました。そのため、事業所間での情報共有、課題検討等を目的とした生活介護部会を2022（令和4）年度より実施しています。
- 2023（令和5）年、市内唯一の**自立訓練**事業所（**就労移行支援**と**就労定着支援**も実施）が閉所となったため、近隣市の事業所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関の協力の下、市外の**就労移行支援**事業所の利用を含め、就労アセスメントの実施に向けた検討、協議を行っています。地域の高校等から就労相談やひきこもり等の相談もあるため、関係機関と連携しながら適切な就労支援の実施に努めています。
- 障害者手帳や、精神通院医療の対象者の増加、就労系サービスの関心の高まりにより、**就労継続支援（A型・B型）**の利用が増えています。
就労継続支援A型は、2022（令和4）年度に1か所開設され、市内に2か所となり、近隣市の事業所の利用者数も増加しています。
就労継続支援B型は、2022（令和4）年度に2か所開設され、市内に13か所となり、利用者の8割が市内事業所を利用しています。
- **短期入所**は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で一時、利用停止となる事業所がありました。
障害児の福祉型の**短期入所**事業所は市内に1か所で、障害者の事業所においても限られた定員数であるため、複数の事業所を組み合わせ対応いただいている現状です。
- 療養介護の事業所は県内に3か所あり、県内事業所の利用者は7人、県外事業所の利用者は3人となっています。
- 2024（令和6）年度に新しい制度として創設される**就労選択支援**事業については、2023（令和5）年10月時点で、市内に事業所開設の見込みはありません。

方策と目標

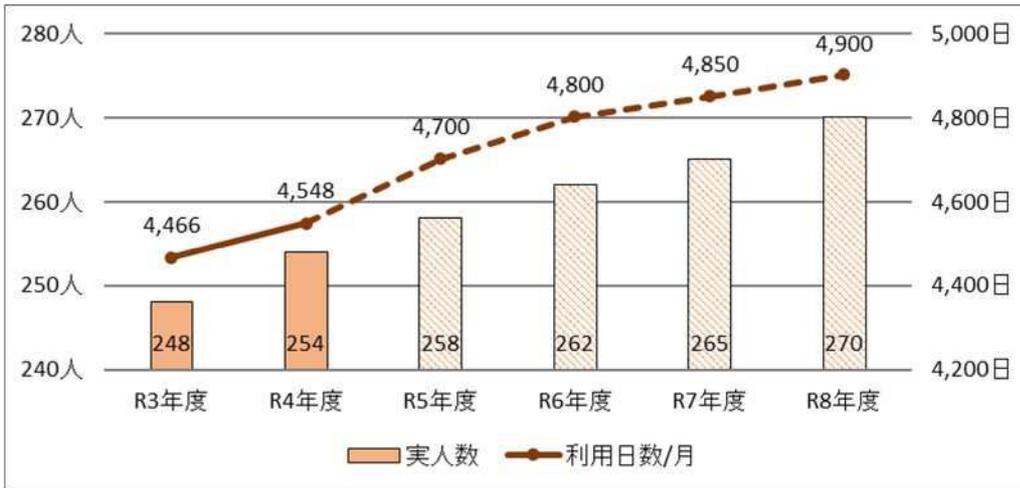
- 生活介護や短期入所については、資源に限られる中、障害者の高齢化や障害の重度化に対応できるよう、在宅サービスを効果的に組み合わせることや事業所間での連携等を強化することにより、在宅生活が継続できるよう支援の充実に努めます。
- 今後も、事業所間での情報共有、専門性の向上や課題の検討等を目的とした生活介護部会の継続的な開催に努めます。
- 近隣市の就労移行支援事業所や他市町村の取組について情報収集に努めつつ、事業所や障害者就業・生活支援センター等と連携して効果的な就労アセスメントや適切な就労支援の実施に努めます。
- 伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の就労部会においてハローワークや福祉就労事業所、特別支援学校等と連携を図るとともに、障害者の希望や能力に応じて福祉的就労から一般就労への移行、また、就労の定着に向けた支援の強化に努めます。

○日中活動系サービスの用語説明

生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
就労選択支援	就労を希望する障害者本人と事業者が共同で能力や適性、強みや課題、必要な配慮等について整理・評価(就労アセスメント)を行い、適切な一般就労や就労系サービスにつなげます。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労して6か月後から受けることのできるサービスです。一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

実績と見込み及び目標の数値

〈生活介護〉実人数と利用日数／月



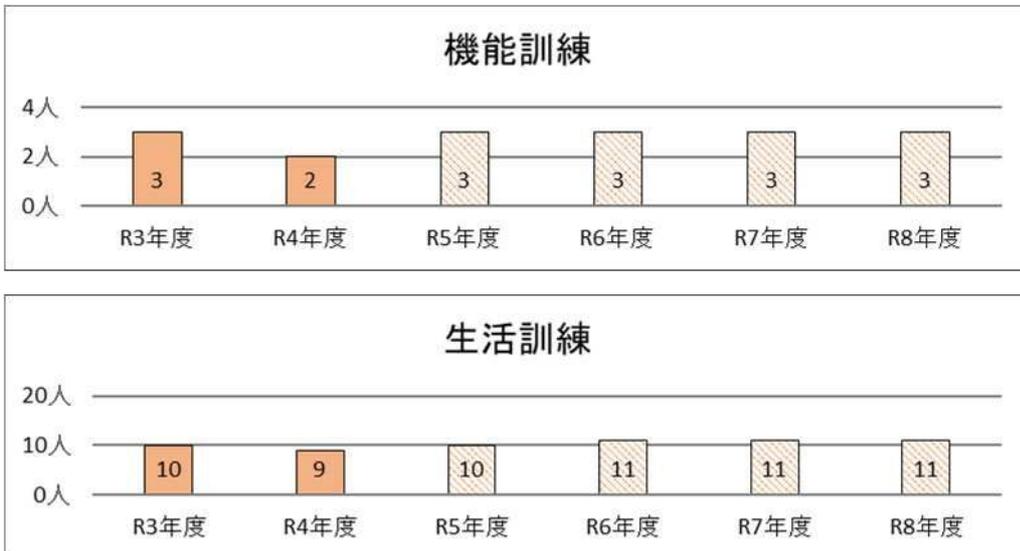
【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標

子どものサービスから大人のサービスへの移行、障害の重度化・高齢化により、利用者数は年々増えており、今後も利用者数、利用日数の増加を見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数/月	4,800	4,850	4,900
実人数	262	265	270

〈自立訓練〉実人数



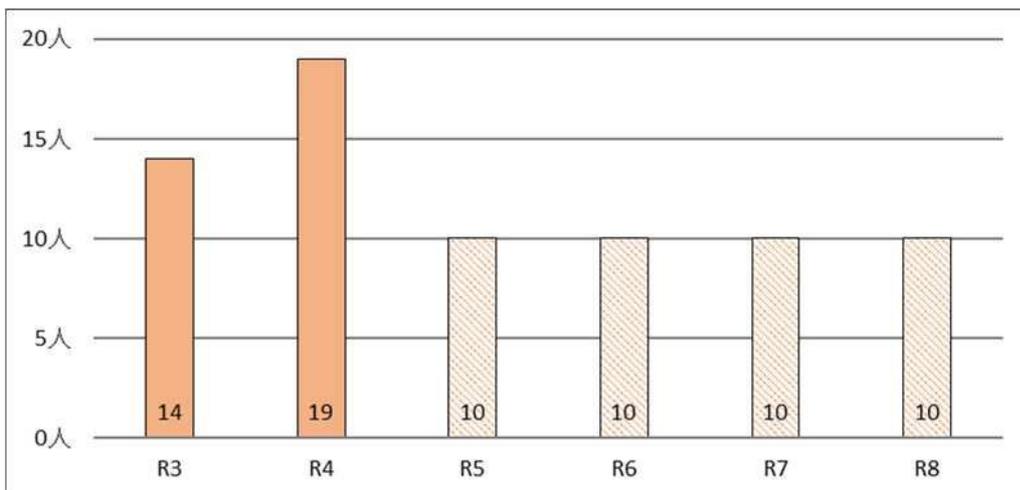
【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標

それぞれの訓練内容により利用者数の変動が見られるものの大きな増減はありません。2023(令和5)年度に市内事業所が閉所したため、2024(令和6)年度以降の目標は、市外事業所の利用者数の平均値で見込み、目標値としています。

【目標値】		令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能訓練	実人数	3	3	3
生活訓練	実人数	11	11	11

〈就労移行支援〉実人数



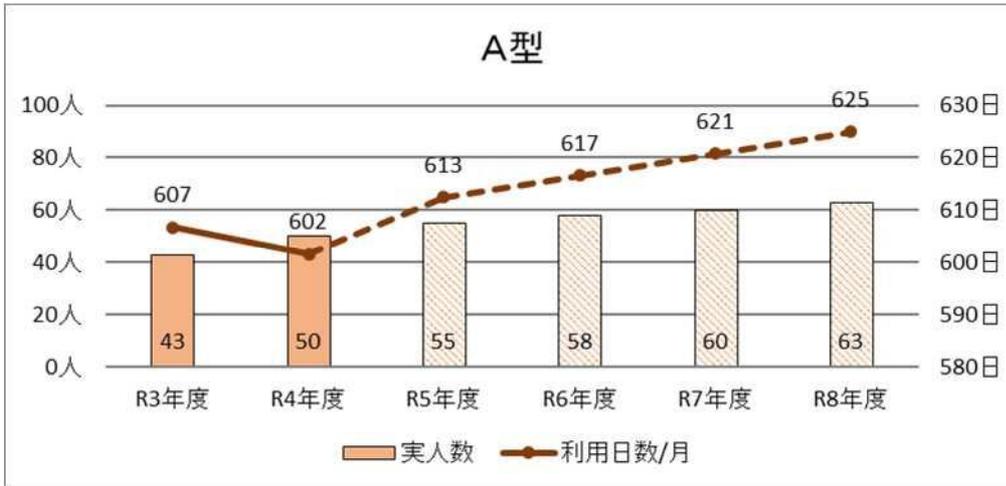
【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標

一定のニーズはあるものの、2023(令和5)年に市内事業所が閉所したため、2024(令和6年)度以降の目標は、市外事業所の利用者数の平均値で見込み、目標値としています。

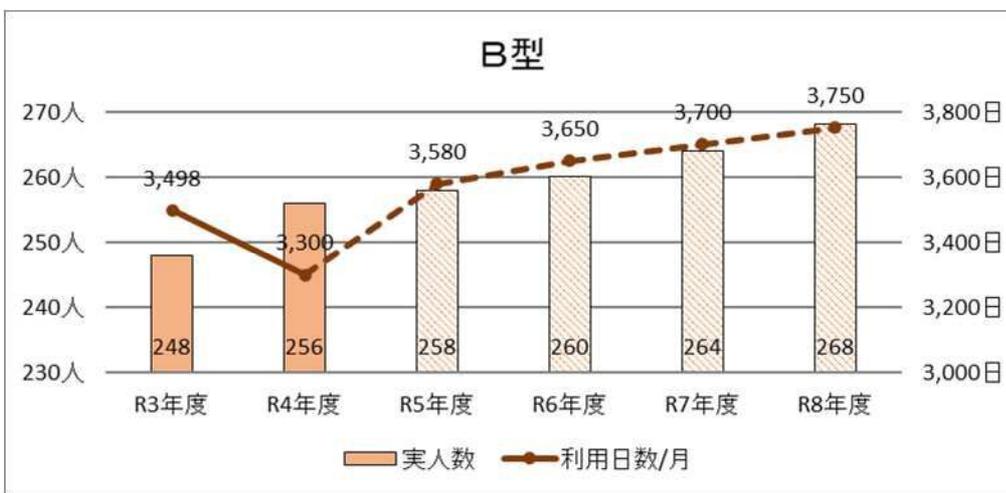
【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数	10	10	10

〈就労継続支援〉実人数と利用日数/月



【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標



障害者手帳や精神通院医療の対象者の増加、就労系サービスへの関心の高まりにより、利用は増加傾向にあり、今後においても利用者数、利用日数の増加を見込み、目標値としています。

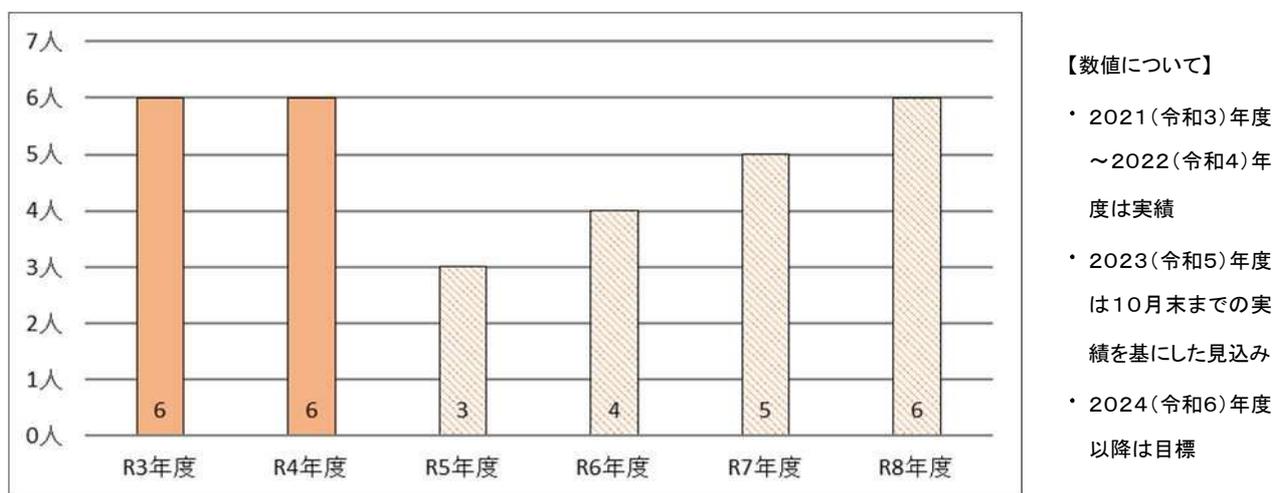
【目標値】		令和6年度	令和7年度	令和8年度
A型	利用日数/月	617	621	625
	実人数	58	60	63
B型	利用日数/月	3,650	3,700	3,750
	実人数	260	264	268

～2023（令和5）年10月の利用者～

所在地		A型事業所利用者		B型事業所利用者	
		人数	割合	人数	割合
市内		9人	24.3%	192人	87.7%
県内	伊賀市	26人	70.3%	0人	0.0%
	津市	1人	2.7%	5人	2.3%
	桑名市	0人	0.0%	1人	0.5%
	四日市市	0人	0.0%	2人	0.9%
	鈴鹿市	0人	0.0%	1人	0.5%
	松阪市	0人	0.0%	1人	0.5%
県外	宇陀市	0人	0.0%	14人	6.4%
	檀原市	0人	0.0%	1人	0.5%
	山辺郡山添村	0人	0.0%	1人	0.5%
	大阪府	1人	2.7%	1人	0.5%
計		37人		219人	

「就労継続支援A型」では、70.3%の人が伊賀市の事業所を利用しており、「就労継続支援B型」では、87.7%の人が市内の事業所を利用しています。

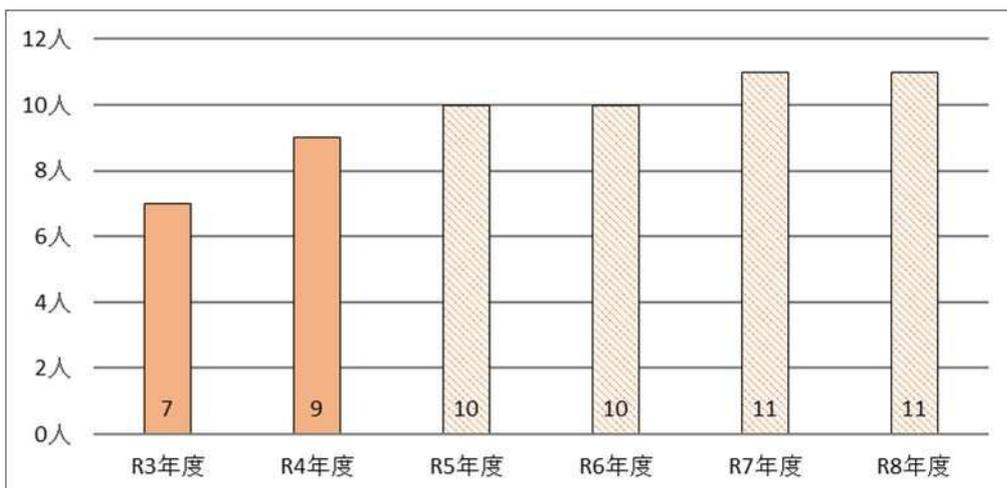
〈就労定着支援〉実人数



一定のニーズはあるものの、2023（令和5）年に市内事業所が閉所したことに伴い、2024（令和6）年度以降の目標は、市外事業所の利用者数の段階的な増加を見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数	4	5	6

〈療養介護〉実人数



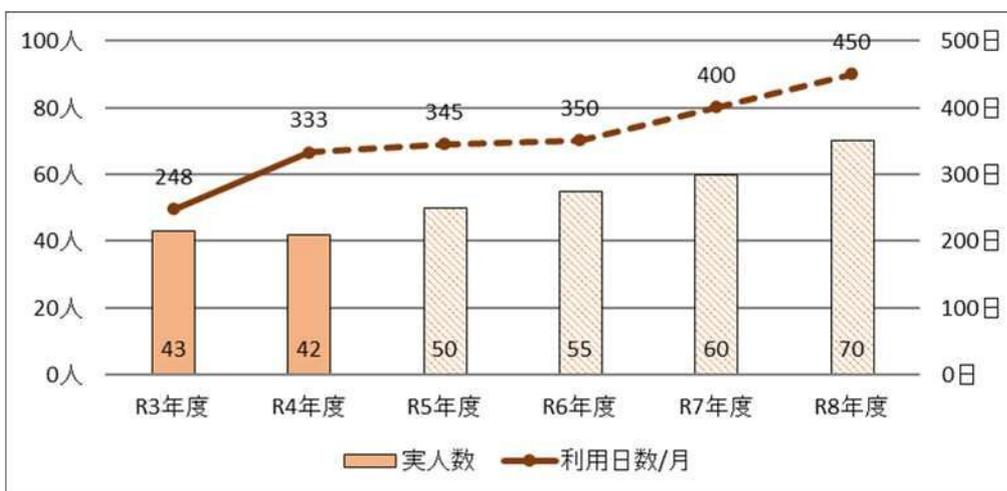
【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標

2023(令和5)年10月末時点の利用者数10人の内訳は、県内は7人、県外が3人です。利用者数はほぼ横ばいですが、過去の傾向を勘案して1～2年に1人の増加を見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数	10	11	11

〈短期入所〉実人数と利用日数/月



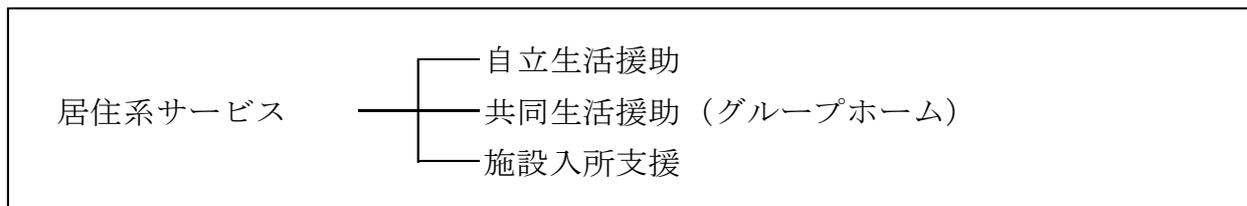
【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響のため利用を停止した事業所があり、利用が減少した時期がありましたが、依然としてニーズがあるため、これまでの傾向から今後も増加を見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数/月	350	400	450
実人数	55	60	70

3. 居住系サービス



現状と課題

- 地域生活の維持及び継続する支援を行う**自立生活援助**の事業所は県内に1か所あるのみで、市内には無く、本市の利用実績もありません。
- **共同生活援助（グループホーム）**の利用者は増えています。中でも親亡き後を見据えての入居や、精神科病院を退院後に入居する人が増えています。
介護サービス包括型は、2022（令和4）年度に市内21か所目が開設され、日中サービス支援型も2021（令和3）年度に1か所目、2023（令和5）年度に2か所目が開設され、事業所が増えています。また、一般住居での一人暮らしや介護保険サービスへの移行等、障害特性やニーズに合わせた支援が求められています。
- **施設入所支援**の利用者は増加傾向にあります。特に、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で短期入所等の利用が一時制限され、介護者が疲弊したことにより一時的に入所希望者が増えました。

方策と目標

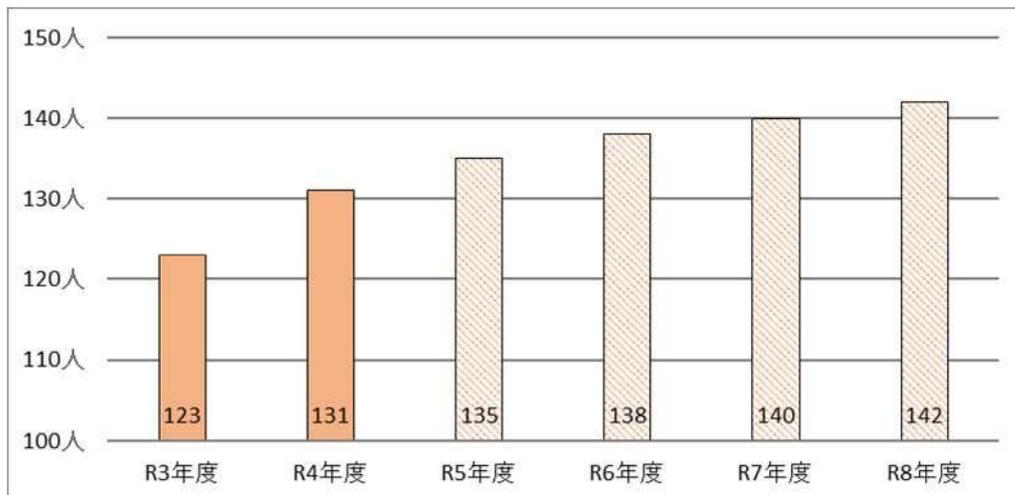
- 市内に**自立生活援助**事業所がないため、計画相談支援専門員、訪問系サービスや日中活動系サービス事業所等とともに、グループホームの入居や一人暮らし等、多岐にわたるニーズに応えるために、見守りを含めた様々な支援の充実に努めます。
- **施設入所支援**又は精神科病院を退院後に、グループホームや自宅等で生活するための支援を、関係機関と連携して複数の障害福祉サービス等を組み合わせた支援の充実に努めます。
- **施設入所支援**のニーズが高いことから利用の支援とともに、関係機関と連携し、65歳以上の方の介護保険への移行に取り組みます。

○居住系サービスの用語説明

自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

実績と見込み及び目標の数値

〈共同生活援助（グループホーム）〉実人数（体験を含みます）



【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標

利用者は年々増加傾向にあり、今後においても利用者数の増加を見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数	138	140	142

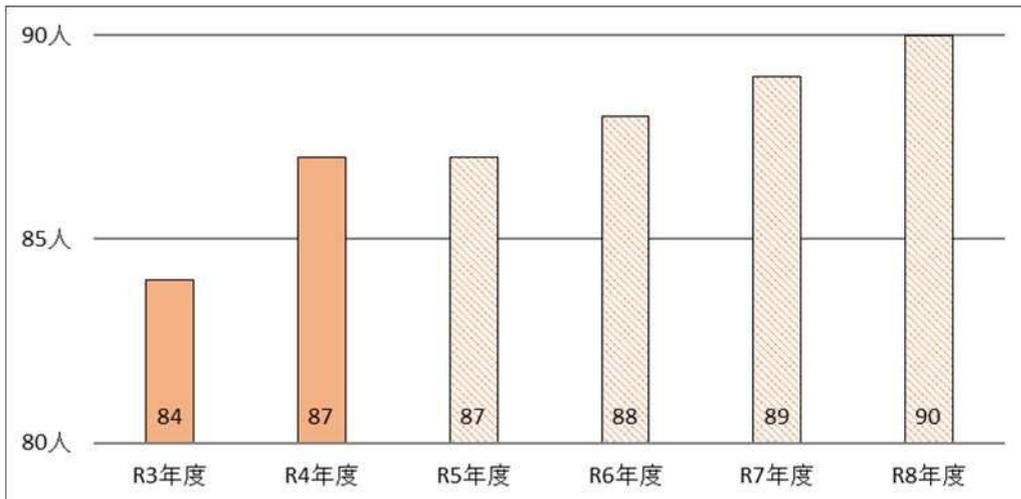
～2023（令和5）年10月末の利用者～

所在地		人数	割合
市内		88人	72.7%
県内	伊賀市	9人	7.4%
	津市	8人	6.6%
	四日市市	4人	3.3%
	松阪市	1人	0.8%
	桑名市	1人	0.8%
県外	宇陀市	4人	3.3%
	桜井市	1人	0.8%
	天理市	1人	0.8%
	宇陀郡御杖村	1人	0.8%
	大阪府	3人	2.5%
計		121人	

～グループホームの種別～

種別	介護が必要な人への対応
介護サービス包括型	グループホームのスタッフにより食事の支度等の生活全般の介護サービスを提供します。
日中サービス支援型	障害の重度化・高齢化に対応するために2018(平成30)年に創設された24時間サービスを提供できるグループホームです。昼夜問わず、障害者の状況や体調等に応じたサービスを行うため、他のグループホームより多い人員配置で、間取りや設備等の基準も他に比べて厳しくなっています。
外部サービス利用型	グループホームのスタッフだけでなく、委託した外部の居宅介護事業所により、生活全般の介護サービスが提供されます。

〈施設入所支援〉実人数



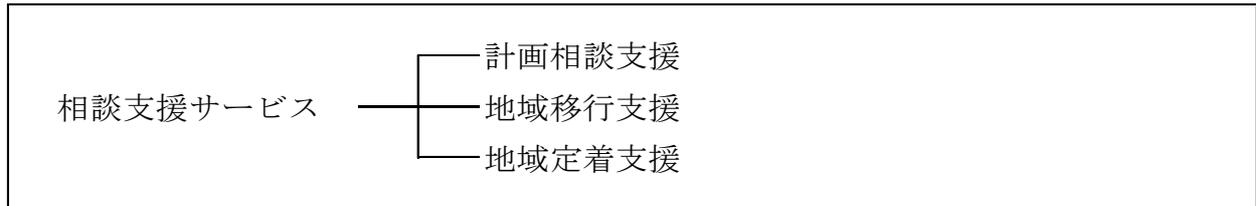
【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標

施設入所者数は年々増加傾向にあり、入所待機者も増加していることから、今後においても利用者数の増加を見込み、目標値としています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【目標値】			
実人数	88	89	90

4. 相談支援サービス



現状と課題

- 障害福祉サービスの利用希望者の増加に伴い、**計画相談支援**のニーズが増加しています。**計画相談支援**の中には、複合的な課題を抱えた相談内容も多く、相談支援専門員の負担が増している状況にあります。さらに、相談支援専門員が1人の事業所もあり、一人で抱えることなく適切な支援ができるよう、引き続き、名張市共生地域デザイン会議の相談部会において基幹相談支援センターと事業所間での情報共有や課題解決を図り、相談体制の強化に努めています。
- サービス等利用計画案の作成は市内外の計画相談支援事業所に依頼していますが、事業所での対応が難しい場合もあり、計画相談支援事業所の選定に時間を要するとサービス利用開始が遅延することもあることから、そのような場合にはサービス利用開始までに時間が掛からないよう、セルフプランの作成について市職員が補助しています。セルフプランの件数は増加傾向にあり、それに伴う相談も増加しています。
- **地域移行支援**や**地域定着支援**の事業所は市内に2か所で、いずれも利用状況は横ばいです。

方策と目標

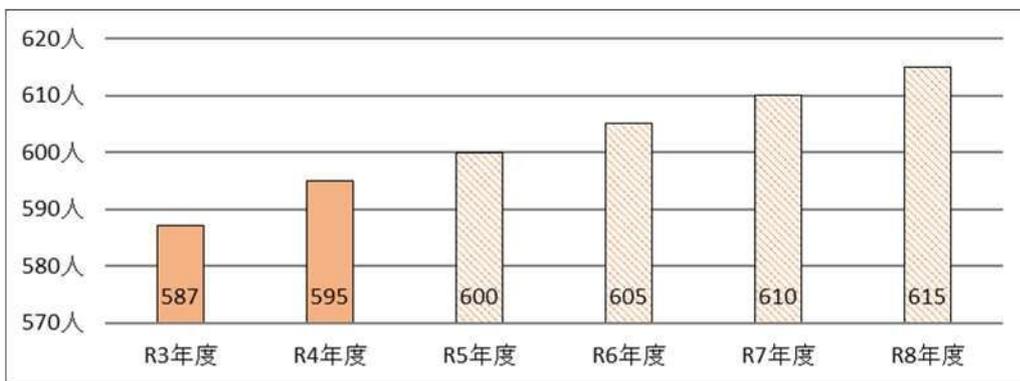
- 障害者手帳や自立支援医療制度等の対象者が増加し、障害福祉サービスの認知度が高まる中、**計画相談支援**のニーズは今後も増えると考えます。それに伴い、必要となる相談支援専門員の育成を促進するため、引き続き、各事業所に対し、県が実施している計画相談支援専門員研修への参加を呼び掛けます。また、計画相談支援専門員研修のカリキュラムの一つである市町の実習の実施に協力します。
- 基幹相談支援センターは、名張市共生地域デザイン会議の相談部会を主催し、計画相談支援事業所との情報共有、個別事例の検討、相互に相談し合える体制や事業所等の関係機関と連携した総合的な相談支援体制の構築に努めます。
- 重度の障害者や行動障害を有する人等、専門性が求められる支援についても、多様なニーズに寄り添って支援が行えるように、市や事業所間で事例検討や支援会議を実施する等、対応策の検討に努めます。
- 今後も保健や医療、福祉、教育、就労等の関係機関や各部署と連携しながら、複合的な課題の解決に努めるとともに、相談支援体制の検証・評価を行いつつ、広域的で包括的な相談支援体制の充実・強化に努めます。また、障害者や家族、地域住民等にとって相談しやすい体制の充実に努めます。

○相談支援サービスの用語説明

計画相談支援	相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

実績と見込み及び目標の数値

〈計画相談支援〉実人数



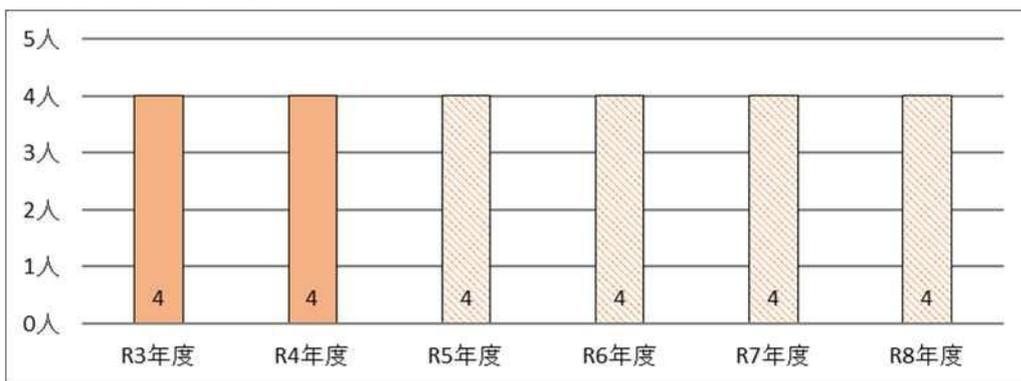
【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標

障害福祉サービスの利用希望者が増加傾向にあることから、計画相談支援の利用者も増加すると見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数	605	610	615

〈地域移行支援〉実人数



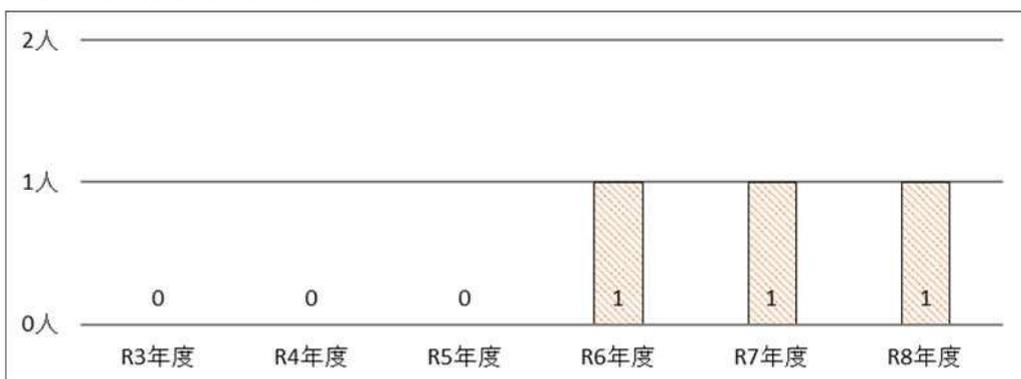
【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標

主に精神科病院を退院するための支援が多く、毎年4人の利用を見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数	4	4	4

〈地域定着支援〉実人数



【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標

施設や精神科病院からの地域移行後に利用が想定される数を見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数	1	1	1

～市内の計画相談支援事業所（2023（令和5）年10月末時点で4事業所）～

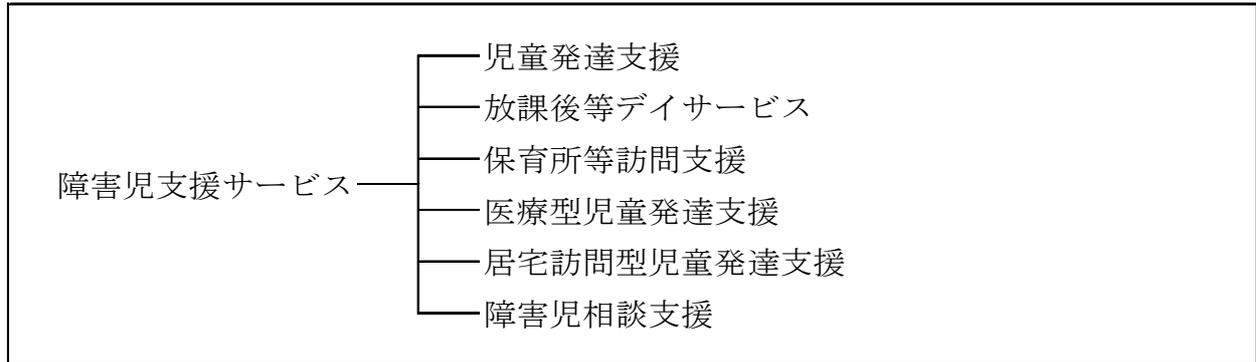
サービス名	相談支援専門員の状況
特定相談支援・障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ A事業所 ※7人（うち主任1人、非常勤2人） ・ B事業所 3人（うち兼務1人、非常勤2人） ・ C事業所 1人（休止中）
特定相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ D事業所 ※2人（うち非常勤1人）

※印は、「地域移行支援」「地域定着支援」も実施しています。

～2023（令和5）年10月末時点の計画相談支援事業所別件数～

計画相談支援事業所		件数	割合
市 内	A事業所	401件	41.3%
	B事業所	286件	29.5%
	C事業所	104件	10.7%
本人によるセルフプラン		84件	8.7%
介護保険ケアマネージャー		15件	1.5%
県 内	伊賀市	41件	4.2%
	津市	7件	0.7%
	亀山市	4件	0.4%
	鈴鹿市	1件	0.1%
	四日市市	15件	1.5%
	桑名市	1件	0.1%
	松阪市	2件	0.2%
	伊勢市	1件	0.1%
	明和町	1件	0.1%
	大紀町	1件	0.1%
	菰野町	1件	0.1%
県 外	大阪府	2件	0.2%
	京都府	1件	0.1%
	滋賀県	1件	0.1%
	兵庫県	1件	0.1%
	愛知県	1件	0.1%
計		971件	

5. 障害児支援サービス



現状と課題

- 子どもの数は減少傾向にありますが、発達障害等の関心の高まりから発達障害等への早期療育、乳幼児健診の事後の支援として**児童発達支援**の利用者数は年々増加しています。
- 医療型・居宅訪問型の児童発達支援事業所は、市内や近隣にありません。
- 特別支援学級や特別支援学校対象者の増加、発達障害等への関心、サービスの認知の高まり等により、**放課後等デイサービス**の利用者数、利用件数ともに増加しています。

交友関係を深める機会の減少、学校や社会での体験活動の減少による影響等の要因から不登校の児童生徒数の増加は全国的に見られ、本市でも不登校児の増加に伴い、放課後等デイサービスに関連する相談も増えています。そのため、子ども発達支援センターをはじめ、保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携して支援を行っています。

放課後等デイサービス事業所は、2022（令和4）年度に1か所、2023（令和5）年度に3か所が開所し、2023（令和5）年10月末時点で14か所となりました。事業所数は充足しつつありますが、支援の難しいケースも散見されるため、障害児支援サービス事業所間の情報共有や連携強化等を目的とし、2023（令和5）年度から子ども支援部会を開催しています。

国の指針に基づき、児童発達支援センターの設置、**保育所等訪問支援**を実施しています。**保育所等訪問支援**では、市が実施する個別乳幼児特別支援事業の対象児も多く、保育所等の集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行っています。
- 障害児支援サービスは、利用増加に伴い、障害児支援利用計画の立案のための**障害児相談支援**のニーズも増加しています。
- 三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターと5市（伊賀・津・鈴鹿・亀山・本市）で構成する重症心身障害児及び医療的ケア児に関する地域ネットワークである「にじいろネット」を設置し、保健、医療、福祉、教育等による総合的支援の協議、連携強化を図っています。
- 不登校やひきこもり、発達障害等、就労支援に関する相談が増えているため、学校を始めとする各成長過程での関係機関と連携し、途切れのない支援を行っています。
- 障害児入所支援から障害福祉サービスへの移行時に、市と関係機関の役割分担や支援介入時期等について不明瞭な点は課題です。

方策と目標

- 早期療育のニーズが高く、**児童発達支援**の利用は今後も増加を見込んでいます。児童発達支援事業所や児童発達支援センター、子ども発達支援センター等の関係機関と連携を強化し、更なる支援の充実を図ります。
- 障害児支援サービスの利用に伴い、**障害児相談支援**の利用者が増加することから、県が実施する相談支援従事者研修への参加を呼び掛ける等、各事業所に対する働き掛けを継続的に行います。また、計画相談支援専門員研修のカリキュラムの一つである市町の実習の実施に協力します。
- 事業所間での連携強化を図り、障害児の発達や特性に応じた様々なニーズに対応できるように、引き続き子ども支援部会を開催します。
- 発達障害や医療的ケア児、重症心身障害児等を含め、障害の有無に関わらず、保育所等育ちの場で共に過ごし、互いに学び合う、地域共生社会やインクルーシブ教育の理念に則り、小・中学校を始め、特別支援学校、放課後児童クラブ等の関係機関と連携・協力する等、広域的な相談支援を行う体制の充実に努めます。
- 障害児入所支援から障害福祉サービスの利用や就労の支援につなぐ等、子どもから大人になる成長過程に合わせて専門的支援や助言を行えるよう、児童相談所や学校等の関係機関と共に必要な支援が行える体制の充実に努めます。

○障害児支援サービスの用語説明

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成等により、適切なサービス利用や課題の解決を支援します。

実績と見込み及び目標の数値

〈児童発達支援〉実人数と利用日数/月



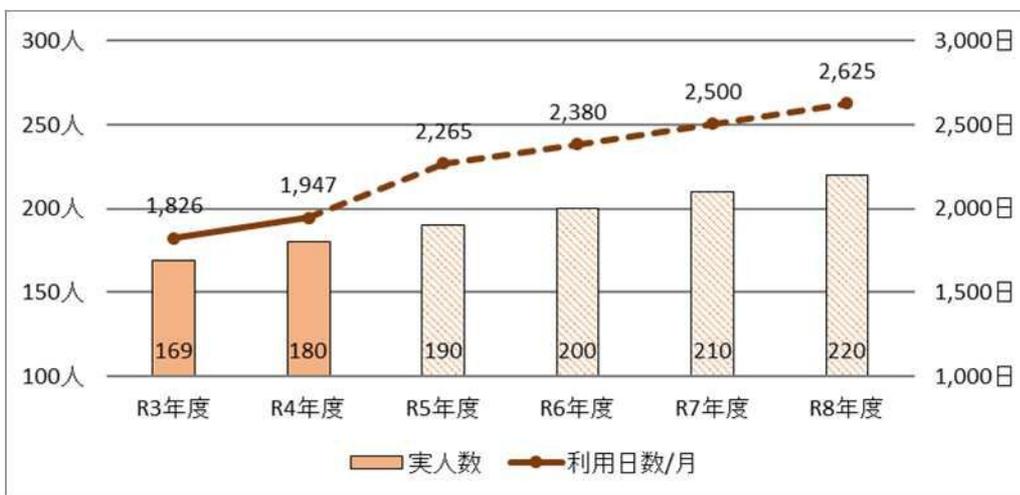
【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標

利用ニーズは年々増加傾向にあるため、今後増加を見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数/月	237	245	255
実人数	80	85	90

〈放課後等デイサービス〉実人数と利用日数/月



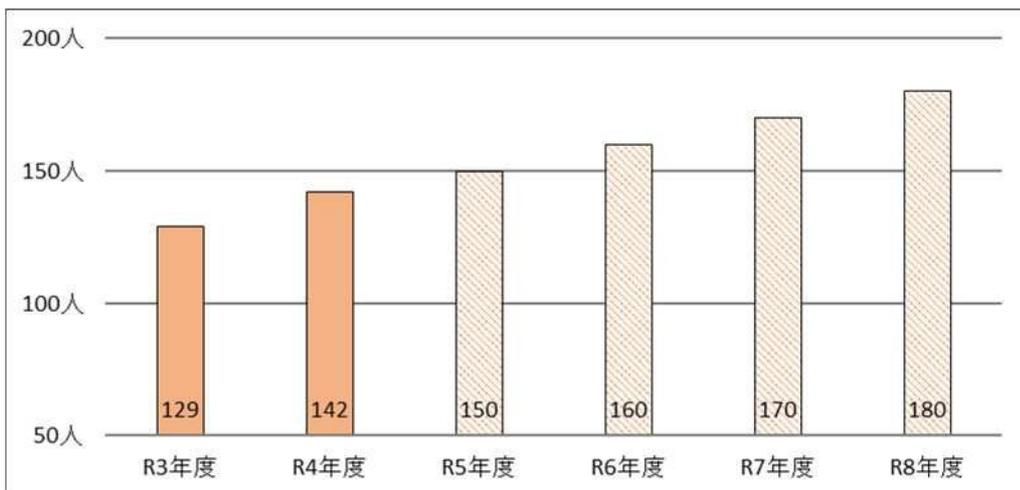
【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標

利用者数、利用日数においては、毎年5～6%増加を見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数/月	2,380	2,500	2,625
実人数	200	210	220

〈保育所等訪問支援〉実人数



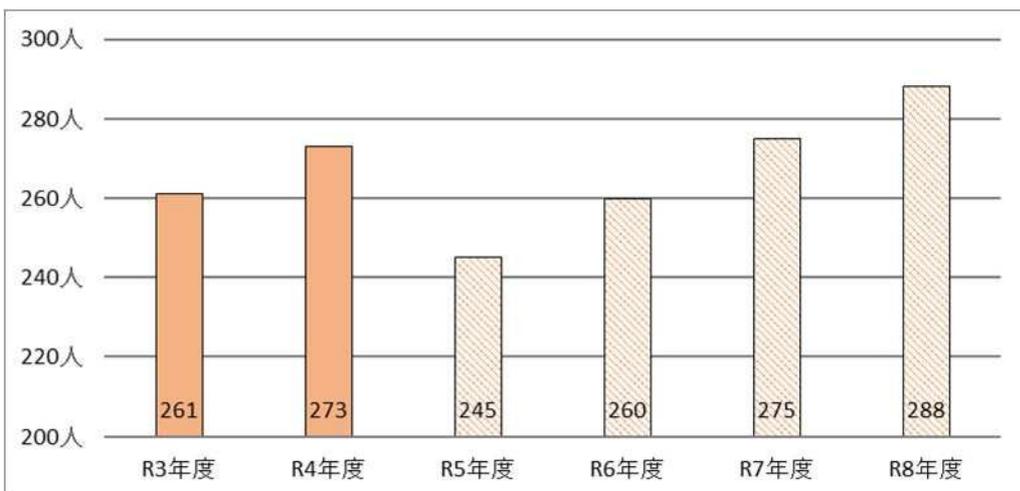
【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標

利用ニーズは年々増加傾向にあるため、今後も増加を見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数	160	170	180

〈障害児相談支援〉実人数



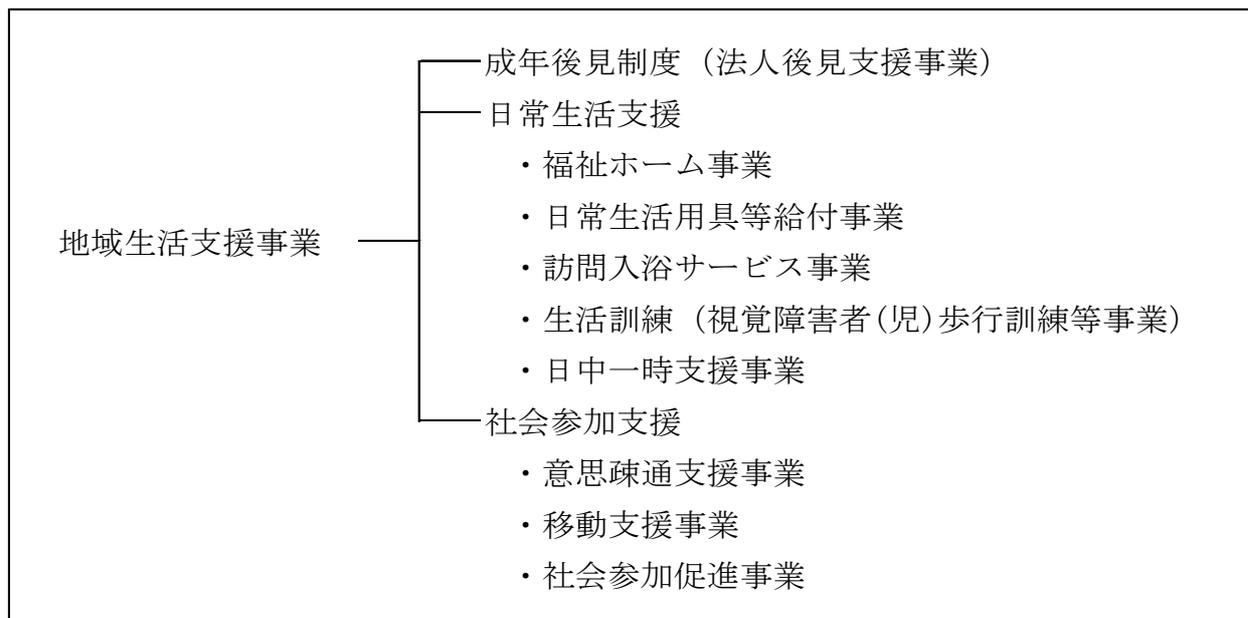
【数値について】

- ・ 2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・ 2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・ 2024(令和6)年度以降は目標

放課後等デイサービス等の利用者数は年々増加しており、それに伴い相談支援件数も増加することを見込み、目標値としています。

【目標値】	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数	260	275	288

6. 地域生活支援事業



現状と課題

- 法人後見の支援を名張市社会福祉協議会に委託して実施しています。今後も対象者の増加が見込まれることから、人材育成や専門家との連携等は課題であり、伊賀地域福祉後見サポートセンター運営委員会で定期的に検討を実施しています。
- **福祉ホーム事業**は、本市の利用者はありません。
- **日常生活用具等給付事業**は、障害者手帳の取得者数の増加に伴って給付件数も増えています。用具別ではストーマ装具の給付が最多で、その他は視覚障害者の情報支援用具、吸引器等です。
- **訪問入浴サービス事業**は、2022（令和4）年度から1人が利用しています。また、**視覚障害者（児）歩行訓練等事業**は年1～2人のペースで利用者が増えています。
- **日中一時支援事業**は、共働き家庭の増加等に伴い、生活介護や放課後等デイサービスの終了後や長期休暇中に利用する人が多い傾向にあります。
- **意思疎通支援事業**として、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業のほか、関係機関と連携しながら手話奉仕員や点訳奉仕員等の養成講座を実施しています。
また、市役所に手話通訳者1人を配置し、窓口やタブレット端末を利用した手話対応も実施していますが、市の登録手話通訳等で対応できない場合は県へ依頼することもあり、今後の人材育成は課題の一つです。
- **移動支援事業**は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響での“外出控え”により一時、利用は減少したものの、徐々に回復傾向にあります。
- **社会参加促進事業**は、点字や録音広報の発行、障害者への理解を深める映画会等のイベント、障害福祉サービス事業所も参加した軽トラ市等のマルシェの開催等地域の人々と交流、参加できる取組を実施しています。

方策と目標

- 法人後見の支援は引き続き、名張市社会福祉協議会に委託を行い、事業を継続し、中核である伊賀地域福祉後見サポートセンターや関係機関と協働して、成年後見制度の担い手の養成や活用に向けた取組を継続します。
- 日常生活用具等給付事業や移動支援事業、日中一時支援事業等は、障害者や家族のニーズに適切に対応できるよう、サービス提供体制の確保、充実に努めます。
- 意思疎通支援事業や移動支援事業の利用数は年々増加していることから、コミュニケーション手段や移動手段を確保し、スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動等、幅広い社会活動への参加促進を通じて、地域の人々との交流機会の充実に努めます。
- 意思疎通支援事業では、手話奉仕員や点訳奉仕員等の養成、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業、名張市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、点字や録音広報の発行を継続できるよう、音訳や点訳のボランティアの確保等、ニーズに対応できるよう人材の養成及び確保に努めます。
- 名張市共生地域デザイン会議をはじめ、様々な関係機関と協働して、障害者の理解や啓発、障害者との交流を深めるイベント等を開催する等、障害のある人もない人も参加できるスポーツや文化芸術活動や等、交流の場づくり等、社会参加促進事業の取組や啓発を更に推進します。

地域生活支援事業の用語説明

法人後見支援事業	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人、保佐人若しくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う制度をいいます。
福祉ホーム事業	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
日常生活用具等給付事業	障害者の在宅での日常生活の利便を図るため、障害の種類と程度に応じて各種の用具を給付します。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者を対象に入浴サービスを提供します。
視覚障害者（児）歩行訓練等事業	重度の視覚障害者に歩行訓練及び生活訓練（年10回）を実施することにより、自立及び社会参加の促進を図ります。
日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な障害者に、日中における活動の場を確保・提供し、介護者の休息や就労等の活動の支援を目的として行います。
意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記派遣）	視覚、聴覚、言語機能、音声機能に障害のある人のために、市の設置手話通訳者がコーディネートを行い、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、又は点訳や音訳等で、障害者のコミュニケーション支援を行います。
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します。

社会参加促進事業	スポーツ・文化芸術活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進します。
----------	--------------------------------------

実績と見込み及び目標の数値

		第6期実績及び見込み			第7期目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	利用者数 (単位：人)	0	0	0	0	0	0
日常生活用具等 給付事業	決定件数 (単位：件)	1,838	1,759	1,800	1,850	1,850	1,900
訪問入浴サービス事業	利用者数 (単位：人)	0	1	1	1	1	1
視覚障害者（児） 歩行訓練等事業	実利用者数 (単位：人)	20	19	21	22	23	24
日中一時支援事業	延利用回数 /月 (単位：回)	1,253	1,148	1,270	1,300	1,325	1,350
	利用者数 /月 (単位：人)	233	227	230	235	237	240
意思疎通支援事業 (手話通訳・ 要約筆記派遣)	年間派遣件数 (単位：件)	111	125	128	132	136	140
移動支援事業	延時間 /月 (単位：時間)	940	950	960	970	980	990
	利用者数 /月 (単位：人)	105	105	110	115	120	125

【数値について】

- ・2021(令和3)年度～2022(令和4)年度は実績
- ・2023(令和5)年度は10月末までの実績を基にした見込み
- ・2024(令和6)年度以降は目標

《資料》

名張市障害者施策推進協議会委員名簿

2023（令和5）年4月1日 現在

役職	氏名	所属
会長	守屋 國光	大阪教育大学名誉教授 大阪総合保育大学名誉教授
副会長	市川 知恵子	社会福祉法人名張育成会 理事長
	新田 三重子	名張市精神障害者家族会なばるの会
	上西 孔美子	特定非営利活動法人 名張市手をつなぐ育成会 理事
	福井 浩司	社会福祉法人名張市社会福祉協議会 事務局長
	名倉 豊	名張市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
	秋山 晃一	一般社団法人名賀医師会 理事
	村田 省三	一般社団法人伊賀歯科医師会 会長
	渡辺 宏泰	三重県立特別支援学校 伊賀つばさ学園 校長
	三島 邦彦	名張商工会議所 雇用対策特別委員会 委員長
	川瀬 尚俊	三重県伊賀保健所 総務企画課長
	増井 利章	伊賀公共職業安定所 雇用指導官
	前川 良文	名張市障害者アグリ雇用推進協議会 会長
	西山 嘉一	名張市教育委員会 教育長
	平岡 祐一	三重交通株式会社伊賀営業所 所長
	耕野 一仁	名張市身体障害者互助会 会長
	山森 克彦	名張市身体障害者互助会 副会長
	村上好生	名張市身体障害者互助会 会計
	早川 和江	社会福祉法人名張育成会 名張市障害者地域活動支援センターひびき
	田畑 博	名張市地域づくり代表者会議 美旗まちづくり協議会 会長

名張市共生地域デザイン会議（自立支援協議会）委員名簿

2023（令和5）年4月1日 現在

役 職	氏 名	選 出 母 体
会 長	市川知恵子	社会福祉法人名張育成会
副会長	福井浩司	社会福祉法人名張市社会福祉協議会
	森 由 佳	社会福祉法人 名張育成会 児童発達支援センターどれみ
	阪 本 由 紀	医療法人（社団）寺田病院 相談支援事業所てらだ
	田 端 耕 司	医療法人（社団）寺田病院 生活介護事業所 ふお～ゆ～
	安 本 久 実	社会福祉法人 こもはら福祉会 身体障害者支援施設 はなの里
	井 上 早 織	株式会社 土屋 あぐり工房土屋
	田 代 憲 博	特定非営利活動法人 スリー・デイ ヘルパーステーション紫陽花
	麻 田 禮 好	三重県伊賀保健所
	松 島 恵 子	三重県立特別支援学校 伊賀つばさ学園
	橋 本 倫 奈	名張市教育委員会事務局学校教育室
	増 井 利 章	伊賀公共職業安定所
	中 島 美 佳	社会福祉法人名張育成会 伊賀圏域障がい者就業・生活 支援センタージョブサポートハオ
	川 北 道 治	名張商工会議所
	榎 本 悠 孝	皇學館大学
	草 部 豊 美	名張市民生委員児童委員協議会連合会
	柴 垣 維 乃	名張市地域包括支援センター
	有 年 貴 子	名張市子ども発達支援センター
	村 上 好 生	名張市身体障害者互助会
	山 本 泰 久	特定非営利活動法人 名張市手をつなぐ育成会
オブザー バー	山 口 伸 也	三重県 子ども・福祉部 障がい福祉課 地域生活支援班

用語解説

【あ】

いが若者 サポートステーション	地域若者サポートステーション（愛称：「サポステ」）は、働くことについて様々な悩みを抱えている15歳～39歳までの方、サポステ・プラスでは40～49歳の方が就労できるように、無料で多様なプログラムを通して支援しています。
意思決定支援	知的障害や精神障害（発達障害を含みます。）等で、自己決定に困難を抱える障害者が日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのことです。
一般就労	企業や公的機関等に就職し、労働契約を結んで働く一般的な就業形態。心身に障害があり、一般企業で働くことが難しい場合等、福祉施策の下で就労の場の提供を受けて就労している「福祉的就労」と区別するために使用されています。
医療的ケア児	NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。
インクルーシブ	包み込むような。包摂的な。 〈インクルーシブ社会〉 多様性を認め、性別や人種、民族や国籍、出身地や社会的地位、障害の有無等で排除されることなく、誰もが構成員の一員として分け隔てられることなく、地域で当たり前が存在し、生活することができる社会のことです。 〈インクルーシブ教育〉 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶことをいいます。
インクルージョン	介護や障害等の有無を問わず、全ての人が差別なく受け入れられる社会です。社会的包摂ともいいます。

エリアディレクター	高齡、困窮、子ども、障害、教育の各分野に配置している相談支援包括化推進員。複合的な課題解決、地域の課題を検討する各種会議において、関係機関と協働・連携・調整・相談・ニーズの把握・情報提供等を行う者のことです。
【か】	
基幹相談支援センター	総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、権利擁護・虐待の防止等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のことです。
共生型（居宅介護事業所）	高齡障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に共通するサービスです。障害福祉サービス利用の方も共生型の介護保険事業所を利用することができます。
強度行動障害	生活環境に対する極めて特異な不適応行動（自傷や他傷・こだわり・もの壊し・多動等）を頻回に示し、日常生活に困難を生じている行動上の状態を指して使われています。
合理的配慮	行政機関や事業所に対して、障害者から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。
個別乳幼児特別支援事業	在宅の乳幼児、保育所（園）、認定こども園、幼稚園に在籍する発達障害等のある乳幼児に対して、保護者の同意の下、支援計画を策定して、支援を行っていきます。さらに、就学時にスムーズな学校生活スタートできるよう、支援に関する資料を小学校に引き継いでいます。
【さ】	
サービス管理責任者	心身に何らかの障害を抱える方に対して適切なケアや支援を提供できるように、サービスの内容や品質を管理したり、関係者との連携や調整を行ったり、サービスを提供する職員の育成を行ったりする職業のことを指します。

児童発達支援センター	地域の障害のある子どもが通所して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設であり、地域の中核的な療育支援施設と位置付けられています。
児童発達支援管理責任者	障害のある子どもの発達に応じて個別支援計画を作成したり、家族支援を行ったりする仕事です。また、指導員や関係機関との連携を取りながら、より良い支援を目指すリーダー的な役割もあります。
社会的孤立	家族や地域コミュニティとほとんど接触がない状態をいいます。本人の感情とは関係なく、他者とのつながりのない状態です。
障がい者就業 ・生活支援センター	障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関のことです。
重症心身障害児	「重度の知的障害」及び「重度の肢体不自由」が重複している子どもたちのことです。話すことができず、歩くこともできない重い障害を抱えている子どもたちのことです。
就労アセスメント	就労継続支援B型事業の利用希望者に対して就労移行支援事業所等が行う就労面のアセスメント（意欲等の評価）のことです。
自立支援医療制度	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のことです。
自立支援協議会	関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ると共に、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関のことです。
ストーマ装具	ストーマ（手術によっておなかに新しく作られた、便や尿の排泄の出口）から排出された排泄物や分泌物をためる専用の装具のことです。

セルフプラン	サービス等利用計画案は、障害福祉サービス等を利用する障害者（児）の生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成されるものです。計画には、サービス利用者の希望する生活を実現するために必要となるサービスが記載されます。セルフプランは、サービス等利用計画案をサービス利用者、家族、支援者が作成します。
相談支援専門員	障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援等、障害のある人の全般的な相談支援を行います。
【た】	
地域移行	住まいを施設や病院から単に元の家庭に戻すのではなく、障害者個人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現することを意味します。
地域生活支援拠点	障害者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障害者（児）の地域生活支援を推進する観点から、障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みのことであります。
地域包括ケアシステム	高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことであります。
【な】	
農福連携	障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組であり、名張市障害者アグリ雇用推進協議会では農業分野への就労を希望する障害者のための環境整備を行っています。

【は】

福祉的就労

障害のある人が障害者就労施設で働くこと。
障害者就労施設には、障害や難病のある方が、雇用契約を結んだ上で一定の支援がある就労継続支援A型事業所と、障害や年齢、体力等の理由で雇用契約を結んで働くことが困難な人が、就労の機会を得たり、就労に必要な知識や能力の向上のために就労訓練を受けたりすることができる就労継続支援B型事業所があります。

【ま】

マルシェ

「市場」を指すフランス語。フランスでは、市民が食材や雑貨等の日常の買い物をする場所として定着しています。日本ではイベント的に開催されていることが多く、規模もフランスのマルシェよりは小さめです。

面的整備型

地域の複数の事業所が地域生活支援拠点等の機能を担い、その地域全体で重度化・高齢化した障害児者を地域で支援できるようにすることです。

【や】

要約筆記

聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることです。

発行 ● 三重県名張市

編集 ● 福祉子ども部 障害福祉室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

TEL 0595-63-7591

FAX 0595-63-4629

E-mail shogai@city.nabari.lg.jp

発行年月 令和6年3月